

第4期西原村障がい者計画・
第7期西原村障がい福祉計画・
第3期西原村障がい児福祉計画

障がい者計画
令和6年度～令和14年度
障がい福祉計画・障がい児福祉計画
令和6年度～令和8年度



令和6年3月
熊本県 西原村

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨と背景.....	1
(1)障がい福祉に関する動向等.....	1
(2)本計画に関連する法整備の動向	2
第2節 計画の位置づけ.....	3
(1)法的な位置づけ	3
(2)計画の役割	4
(3)計画の関係性.....	5
第3節 計画の期間.....	5
第4節 計画策定にあたって踏まえるべき事項.....	6
(1) 国の第5次障害者基本計画について.....	6
(2) 障害福祉サービス等の基本指針について	7
(3) 持続可能な開発目標(SDGs)について.....	8
(4) 「重層的支援体制整備事業」について.....	9
第2章 西原村の現状.....	10
第1節 人口の状況	10
第2節 各種手帳所持者数等の状況.....	11
(1)障害者手帳所持者数の状況	11
(2)身体障害者手帳所持者数の状況.....	12
(3)療育手帳所持者数の状況	13
(4)精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況	13
(5)自立支援医療(精神通院医療)受給者数の状況.....	14
(6)難病等の状況	14
(7)障がい児の通園・通学の状況	15
第3節 アンケート調査結果	16
(1)調査の目的.....	16
(2)調査概要	16
(3)アンケート調査結果	16
第4節 事業所への調査結果.....	38
(1)調査の目的.....	38
(2)調査概要	38
(3)調査結果	38

第3章 計画の基本的な考え方	40
1 計画の基本方針	40
(1)差別の解消と権利擁護の推進	40
(2)情報提供や相談支援体制の充実	40
(3)障害福祉サービス等の充実	40
(4)障がい児支援の充実	41
(5)就労と多様な社会参加の促進	41
(6)保健・医療の充実	41
(7)防犯・防災体制の充実	41
2 計画の基本理念	42
3 施策の体系	43
第4章 施策の展開	44
1 差別の解消と権利擁護の推進	44
(1)差別解消の推進	44
(2)権利擁護の推進	45
2 情報提供や相談支援の充実	46
(1)情報提供の充実	46
(2)相談支援の充実	47
3 障害福祉サービス等の充実	48
(1)障害福祉サービス等の充実	48
(2)重度障がい者等への支援の充実	49
(3)介助者や保護者への支援の充実	50
(4)住まいの確保や移動支援の充実	51
4 障がい児支援の充実	52
(1)早期発見・早期支援の推進	52
(2)障害児福祉サービス等の充実	53
(3)一人ひとりに応じた教育の推進	54
5 就労と多様な社会参加の促進	55
(1)就労機会の拡充と就労の促進	55
(2)福祉的就労の場の充実	56
(3)地域活動等への参加の促進	56
(4)スポーツや文化芸術活動の振興	57
6 保健・医療の充実	58
(1)疾病や障がいの発生、重度化予防の推進	58
(2)精神保健や医療施策の推進	59
7 防犯・防災体制の充実	60
(1)防災体制の充実	60
(2)防犯体制の充実	61

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	62
1 計画の成果目標	62
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	62
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	63
(3)地域生活支援の充実.....	64
(4)福祉施設から一般就労への移行等	65
(5)障がい児支援の提供体制の整備等.....	66
(6)発達障がい者等に対する支援	67
(7)相談支援体制の充実・強化等	68
(8)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	69
2 障害福祉サービスの見込み量と確保方策.....	70
(1)訪問系サービス.....	70
(2)日中活動系サービス	72
(3)居住系サービス・施設系サービス	78
(4)計画相談支援・地域相談支援	80
3 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策.....	81
(1)障害児通所支援・障害児相談支援.....	81
4 地域生活支援事業の見込みと確保方策	85
(1)必須事業.....	85
(2)任意事業	88
第6章 計画の推進にあたって	89
1 計画の推進.....	89
(1)行政の役割.....	89
(2)地域・家庭・保育園・学校の役割	89
(3)障がい者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割	89
(4)自立支援協議会の役割	89
2 サービス利用支援体制の整備	90
(1)推進体制の充実	90
(2)適切な「支給決定」の実施	90
(3)サービスの質の向上と人材確保への支援の強化	90
(4)地域資源の有効活用.....	90
(5)庁内体制の整備.....	90
3 計画の点検・評価体制	91

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

(1)障がい福祉に関する動向等

わが国では、平成 18 年に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約(以下、障害者権利条約)」の批准に向けて、翌年に署名し、「障害者基本法」の改正(平成 23 年8月)や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、障害者虐待防止法)」の施行(平成 24 年 10 月)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下、障害者雇用促進法)」の改正(平成 25 年6月)といった国内法の整備が進められ、平成 26 年1月に同条約が批准されました。

平成 25 年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)」では、制度の谷間のない支援の提供、また法に基づく支援が地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念が掲げられるなど、このように、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国の障がい者制度の動向を加味したさらなる障がい者施策の展開が求められています。

また、平成 28 年5月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が可決され、平成 30 年に施行されました。改正の内容は、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、また、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

さらに、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されたほか、令和4年5月には障がいのあるなしに関わらず、さまざまな形での情報の取得利用等を支援するための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障がいのある人の地域生活支援や権利擁護に向けた法整備が進められています。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、本村においても、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図る必要があります。

これらを踏まえ、「第4期西原村障がい者計画・第7期西原村障がい福祉計画・第3期西原村障がい児福祉計画」を策定します。

(2)本計画に関連する法整備の動向

■「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

年度	主な制度・法律	主な内容
H18	障害者自立支援法の施行	・障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化 ・「障害程度区分」(現在は「障害支援区分」)の導入 ・サービス量に応じた定率の利用者負担(応益負担)の導入
H22	【改正】障害者自立支援法の公布 ※一部平成 24 年4月施行	・応能負担を原則とする利用者負担の見直し ・障がい者の範囲の見直し(発達障がいを追加)
H23	【改正】障害者基本法の施行	・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生、差別の禁止
H24	【改正】児童福祉法の施行	・障がい児施設の再編、放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法の施行	・虐待を発見した者の通報義務化、虐待防止等の具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務づけ
H25	障害者総合支援法の施行 (障害者自立支援法の改正)	・共生社会実現等の基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し(難病等を追加)
	障害者権利条約の批准	・障がい者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、 H18 年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
H28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成 30 年4月施行	・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える
	成年後見制度利用促進法の施行	・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会 実現本部の設置	・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築 することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
H30	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
R1	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 を目的とする
R2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主 に対する認定制度(もにす認定制度)の創設
R3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域に関わらず適切な支援を受けられることを 基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、 重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推 進(障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする)

第2節 計画の位置づけ

(1)法的な位置づけ

①障がい者計画

障がい者計画は障害者基本法に基づき策定されます。

障害者基本法(昭和 45 年法律第84号)

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年法律第 50 号)
第9条第1項

政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

②障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画は障害者総合支援法に基づき、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づき策定されます。

■障がい福祉計画の根拠法となる障害者総合支援法について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)

第 88 条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■障がい児福祉計画の根拠法となる児童福祉法について

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) (平成 30 年4月施行)

第 33 条の 20 第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2)計画の役割

「障がい者計画」は、共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」を達成するための取り組みを示す障がい者支援に関する基本計画となります。

対して、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は障害福祉サービスに関する事業計画(提供計画)としての役割があります。

■それぞれの計画の特徴

障がい者計画

- 国の基本計画は参考にするが、各自治体が創意工夫のもと、それぞれに取り組みを検討する
- 障がい福祉計画が国の指針に基づいた「サービスの提供計画」であるのに対し、障がい者計画は、共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」を達成するための取り組みを示す、障がい者支援に関する基本的な計画
- 計画の目標が共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」であることから、計画期間が長い(自治体によって異なるが、6年あるいは10年のところもある)

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

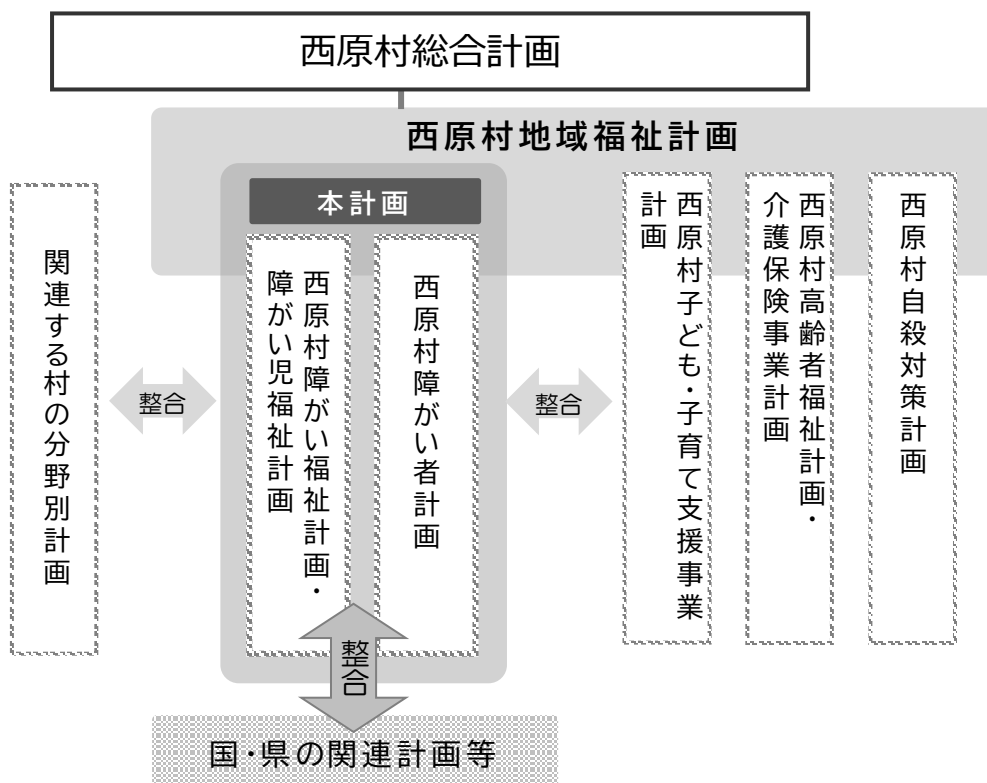
- 障害福祉サービス等、障がいのある人を支えるためのサービスの提供計画
- 国が基本指針を出しており、国の指針に則って全市町村が並行して同様の取り組み(サービス等)の計画を作る。(国が指針を出すのは障害福祉サービスの地域差(不平等)を防ぐ目的がある)
- 人口の状況や最新の法改正等を踏まえて直近(3年間)のサービスの提供計画を作るため、計画期間が短い(3年)

(3)計画の関係性

本計画は、本村の最上位計画である「西原村総合計画」や福祉分野の上位計画である「西原村地域福祉計画」の内容を踏まえ、村の障がい福祉に関する個別計画として、「西原村障がい者計画」「西原村障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、熊本県の「くまもと障がい者プラン」「熊本県障がい福祉計画・熊本県障がい児福祉計画」とも整合・連携を図るものとします。

■計画の関係性について



第3節 計画の期間

「第4期西原村障がい者計画」の計画期間は令和6年度から令和14年度までの9年間です。また、「第7期西原村障がい福祉計画」及び「第3期西原村障がい児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。

■計画期間について

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画	第4期計画								
障がい福祉計画	第7期計画			第8期計画			第9期計画		
障がい児福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画		

第4節 計画策定にあたって踏まえるべき事項

(1) 国の第5次障害者基本計画について

本計画は、国の第5次障害者基本計画の趣旨や内容を踏まえ策定します。

■障害者基本計画の概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置づけ】 政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画

【計画期間】 令和5年度(2023年度)からの5年間

II 総論の主な内容

①基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③社会情勢の変化

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
2. 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
3. 持続可能で多様性と包摂性(※)のある社会の実現(SDGsの視点)

④各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

⑤施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

※包摂性とは、あるものを包括的に受け入れることを指します。具体的には、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和を図ることを指します。「排他的」と反対のイメージです。

(2) 障害福祉サービス等の基本指針について

本計画は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針(「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」)も踏まえ策定します。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けた新たな基本指針について、主な見直し事項は以下の通りです。

■基本指針見直しの主な事項(一部抜粋)

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の創設
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会における事例検討会議の実施回数等の活動指標の設定

障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉サービスデータベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)について

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs (持続可能な開発目標)」が採択されました。SDGs は、令和 12(2030)年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国ではSDGsの採択を受け、平成28年12月にSDGs推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」(平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定)が策定され、令和元年 12 月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を始めとした 8 つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい者施策の推進に当たっては、SDGs 推進の取り組みとも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といったさまざまな関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取り組みを推進することが求められます。

■SDGs の 17 の目標



(4) 「重層的支援体制整備事業」について

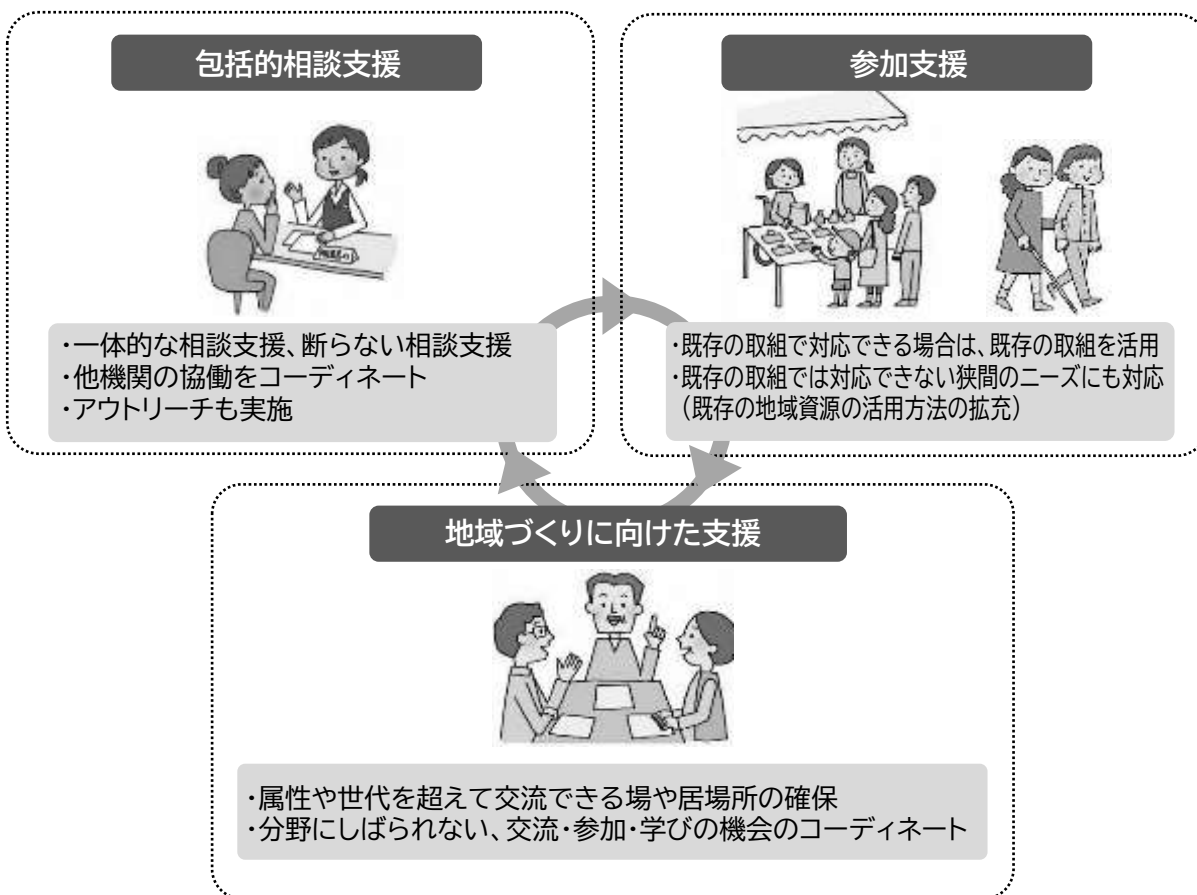
令和3年度の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、生活困窮やひきこもり、また、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育てを行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が困難な現状があります。

これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本村においては、令和4年度より重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組んでいます。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、実施計画との整合性を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、本村全体の福祉の向上をめざすものとします。

■国の示す重層的支援体制整備事業の主な内容

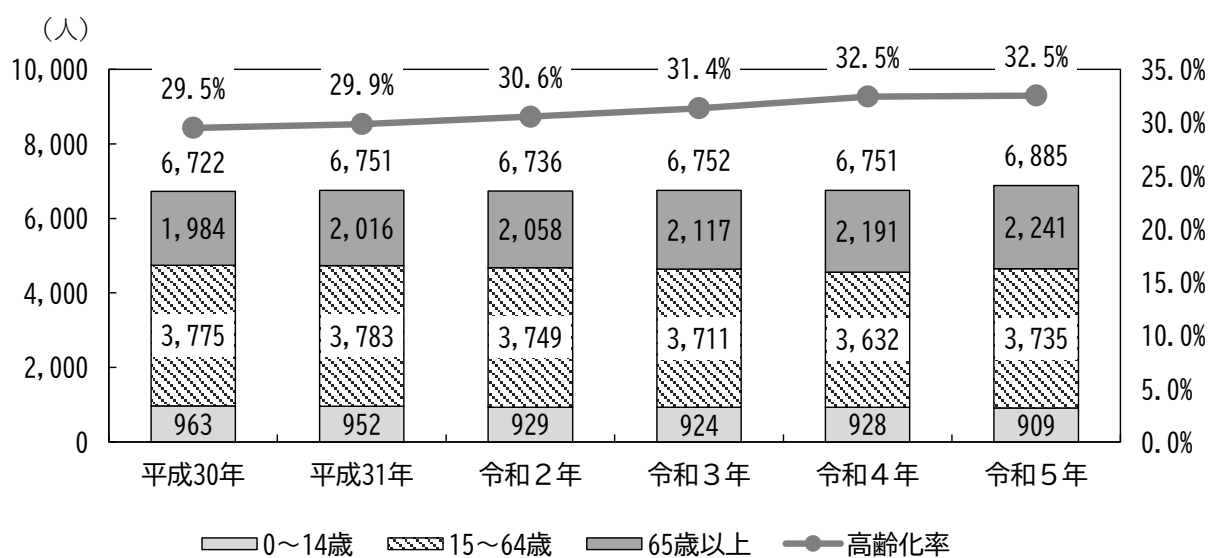


第2章 西原村の現状

第1節 人口の状況

本村の総人口は近年横ばいとなっておりますが、令和5年には 6,885 人と、令和4年より 134 人増加しています。高齢化率は平成 30 年から令和4年にかけて上昇したあと、横ばいで推移しており、令和5年には 32.5%となっています。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

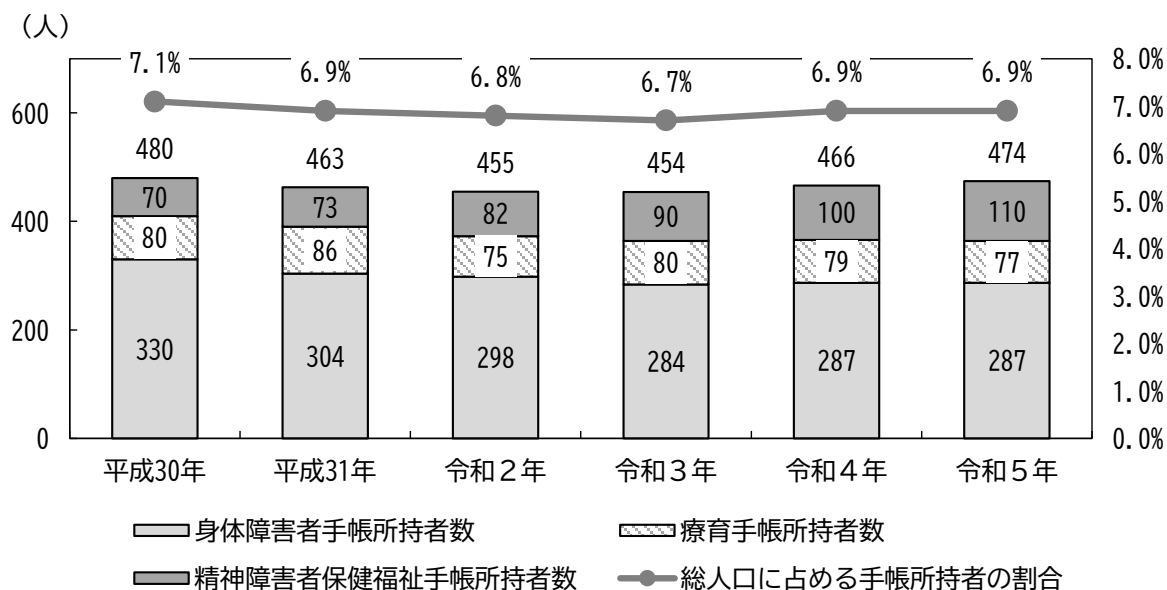
第2節 各種手帳所持者数等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の状況

本村の障害者手帳所持者数は、年によって増減があるものの、470 人程度で推移しており、令和5年には474 人となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者数は長期的には減少傾向となっており、療育手帳所持者数は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和3年以降増加傾向で推移しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

(2)身体障害者手帳所持者数の状況

近年、身体障害者手帳所持者数(障がい者と障がい児の合計)は横ばいとなっており、令和5年4月1日現在で 287 人となっています。

年代別でみると、障がい児は少なく、対象者の9割以上が18歳以上の障がい者となっています。

等級別でみると、令和5年では1級の重度障がい者が87 人となっており全体の約3割を占めています。

障がい種類別では、肢体不自由が最も多く160 人となり、全体の約6割を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(等級別、種類別)

(単位:人)

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
等級別	1 級	85	1	80	1	80	1	85	2
	2 級	37	0	38	0	37	1	36	1
	3 級	44	0	37	0	37	0	35	0
	4 級	83	1	84	1	86	0	83	0
	5 級	21	0	22	0	23	0	22	0
	6 級	26	0	21	0	22	0	22	0
	計	296	2	282	2	285	2	283	3
種類別	視覚障害	15	0	16	0	16	0	17	0
	聴覚・平衡機能障がい	33	0	28	0	28	0	26	0
	音声・言語障がい	3	0	2	0	2	0	2	0
	肢体不自由	168	1	161	1	161	1	158	2
	内部障害	77	1	75	1	78	1	81	1
	計	296	2	282	2	285	2	284	3

資料：住民福祉課（各年4月1日）

(3)療育手帳所持者数の状況

近年、療育手帳所持者数(障がい者と障がい児の合計)は横ばいとなっており、令和5年4月1日現在で 77 人となっています。

等級別では、B2が 27 人となり、全体の約4割を占めています。

■療育手帳所持者数の推移(等級別)

(単位:人)

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
等級別	A1	9	1	8	1	9	1	9	1
	A2	17	2	15	3	15	2	14	2
	B1	22	1	24	0	24	1	23	1
	B2	12	11	10	19	10	17	11	16
	計	60	15	57	23	58	21	57	20

資料：住民福祉課（各年4月1日）

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

近年、精神障害者保健福祉手帳所持者(障がい者と障がい児の合計)は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で 110 人となっています。

年代別でみると、18歳以上の障がい者において増加が顕著となっています。

等級別では、2級が 86 人となり、全体の約8割を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)

(単位:人)

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
等級別	1級	6	0	5	0	5	0	7	0
	2級	66	1	71	2	79	1	84	2
	3級	8	1	12	0	14	1	16	1
	計	80	2	88	2	98	2	107	3

資料：住民福祉課（各年4月1日）

(5) 自立支援医療(精神通院医療)費受給者数の状況

自立支援医療(精神通院医療)費受給者数は、年によって増減があり、令和5年には 168 人となっています。

■ 自立支援医療(精神通院医療)費受給者数の推移

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療(精神通院医療)費受給者数	167	156	163	97	151	168

資料：住民福祉課（各年4月1日）

(6) 難病等の状況

小児慢性特定疾病の医療受給者証所持者は、10 人未満で推移しており、令和5年には9人となっています。

また、特定医療(指定難病)費受給者証所持者は、令和5年には 64 人となっており、平成 30 年と比較して 17 人増加しています。

■ 特定医療(指定難病)受給者数の推移

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者	-	6	6	7	7	9
特定医療(指定難病)費受給者証所持者	47	53	50	66	63	64

資料：熊本県（各年4月1日）

(7)障がい児の通園・通学の状況

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、年によって増減があるものの、小学校では 30 人前後で推移しています。また、中学校では、近年増加しています。

また、保育所における障がい児保育の実施状況も、年によって増減があるものの、10 人以下で推移しています。

■特別支援学級の在籍児童・生徒数の推移

(単位:人)

	平成 30 年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	39	38	34	42	38	32
中学校	2	7	7	15	19	20
計	41	45	41	57	57	52

資料：教育委員会（各年 4 月 1 日）

■障がい児保育の実施状況

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育所(公立)	0	7	7	7	5	5
保育所(私立)	1	1	0	2	0	0
計	1	8	7	9	5	5

資料：住民福祉課（各年 4 月 1 日）

第3節 アンケート調査結果

(1)調査の目的

村内にお住まいの障がい者手帳や通所受給者証をお持ちの方に対し、障害福祉サービス等の利用実態や意見などを把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(2)調査概要

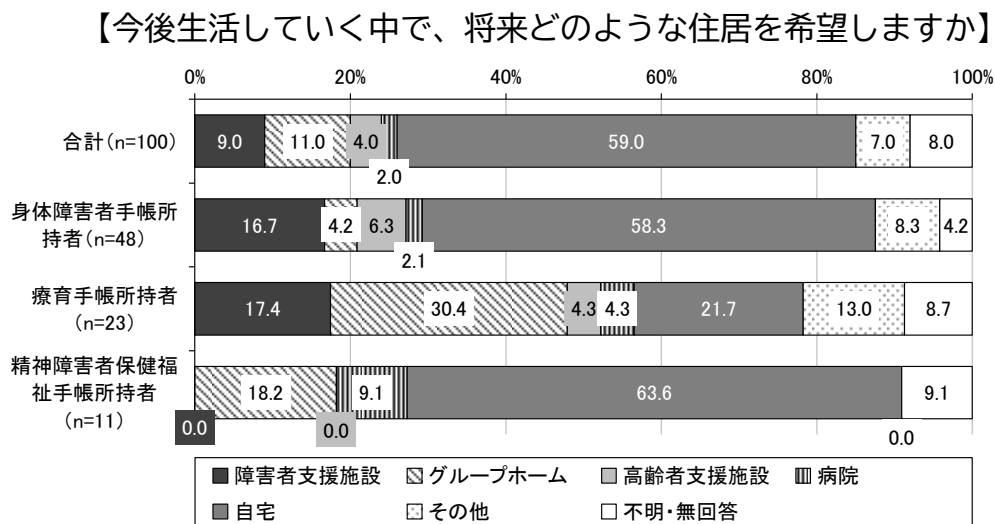
■調査の対象者等について

項目	概要
調査対象者	村内在住の障がい者手帳や通所受給者証をお持ちの方
調査期間	令和5年11月8日(水)～11月30日(木)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式
配布数	200件
有効回収数	100件
有効回収率	50.0%

※各グラフの合計については、各障害者手帳所持者の不明を含むため、障害者手帳所持者数を合算しても、一致しません。

(3)アンケート調査結果

将来希望する住居について、全体的に「自宅」が最も多く、次いで「グループホーム」が多くなっています。また、障害者手帳所持者別にみると、療育手帳については、「グループホーム」が最も多くなっています。



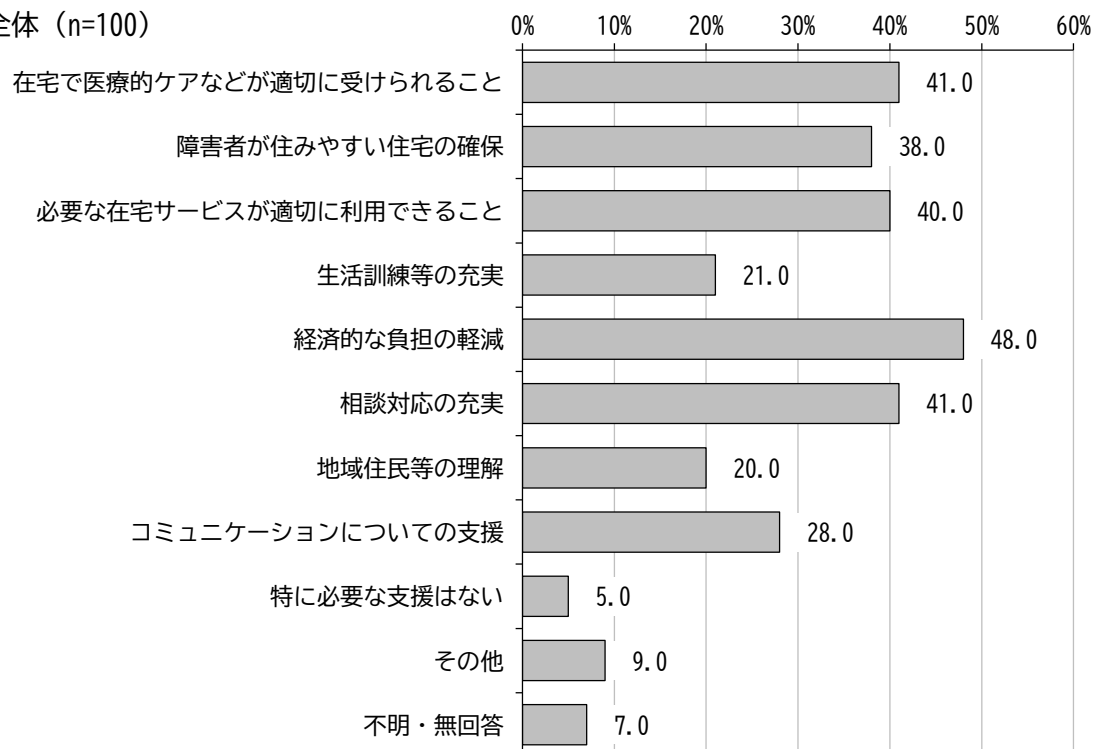
※グループホームは、障害者入所施設とは異なり、少人数の方が一般的なアパートや住居において、家庭に近い環境のもと共同生活を送るものであり、障がいのある人の「地域生活の場」として位置づけられます。

住み慣れた地域で、希望の暮らしをするために必要な支援について、身体障害者手帳所持者は「経済的な負担の軽減」が、療育手帳所持者は「相談対応の充実」が、精神障害者保健福祉手帳所持者は「コミュニケーションについての支援」が最も多くなっています。

【住み慣れた地域で希望する暮らしを送るために、どのような支援があればよいですか】

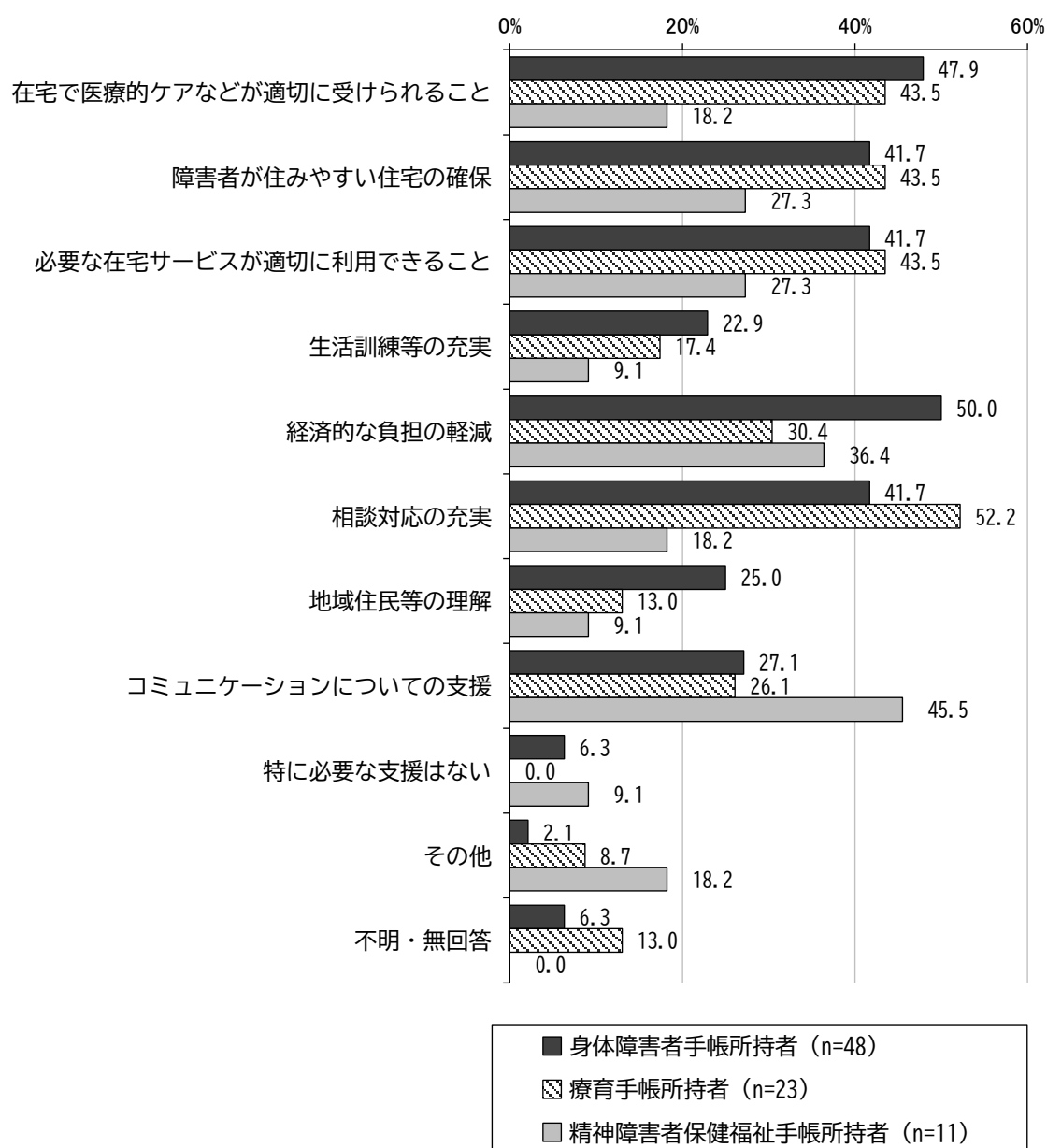
(全体集計)

全体 (n=100)



【住み慣れた地域で希望する暮らしを送るために、どのような支援があればよいですか】

(3 障害者手帳所持者別)

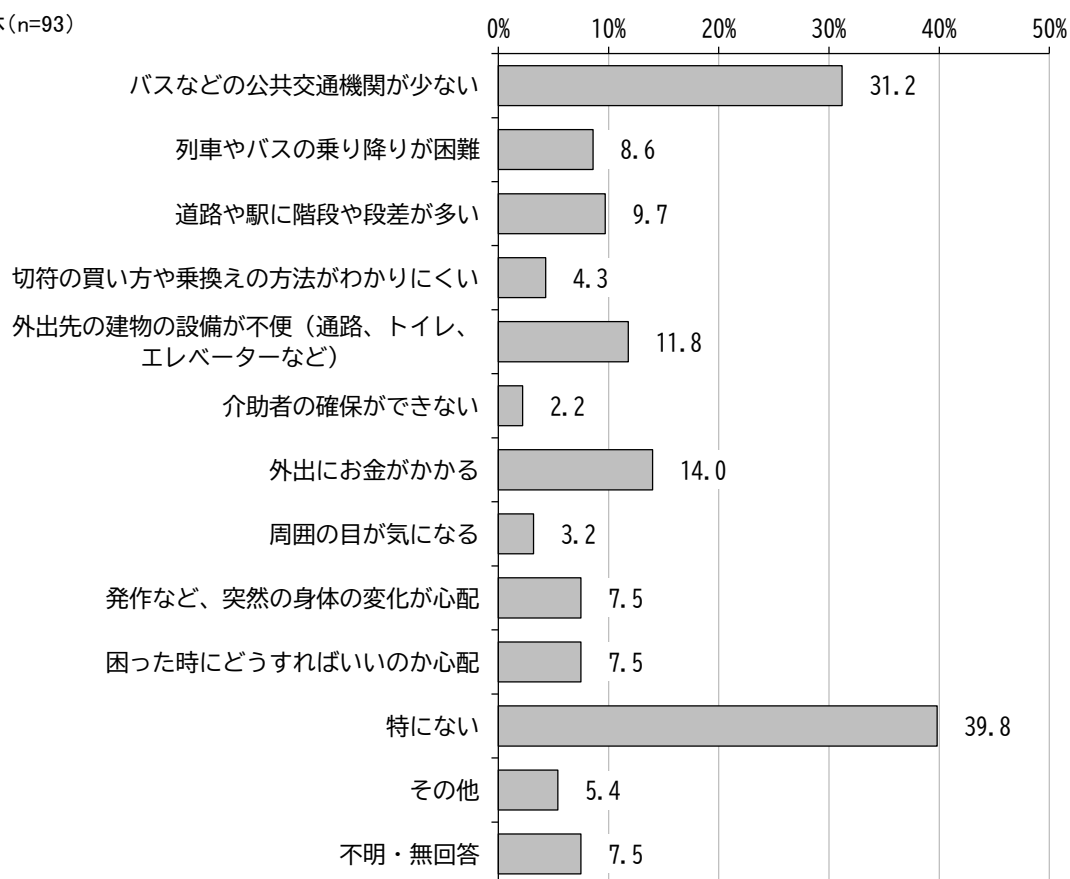


外出の際に困ることについて、全体的には「特にない」が最も多くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、「バスなどの公共機関が少ない」が最も多くなっています。

【外出する際に困ることは何ですか】

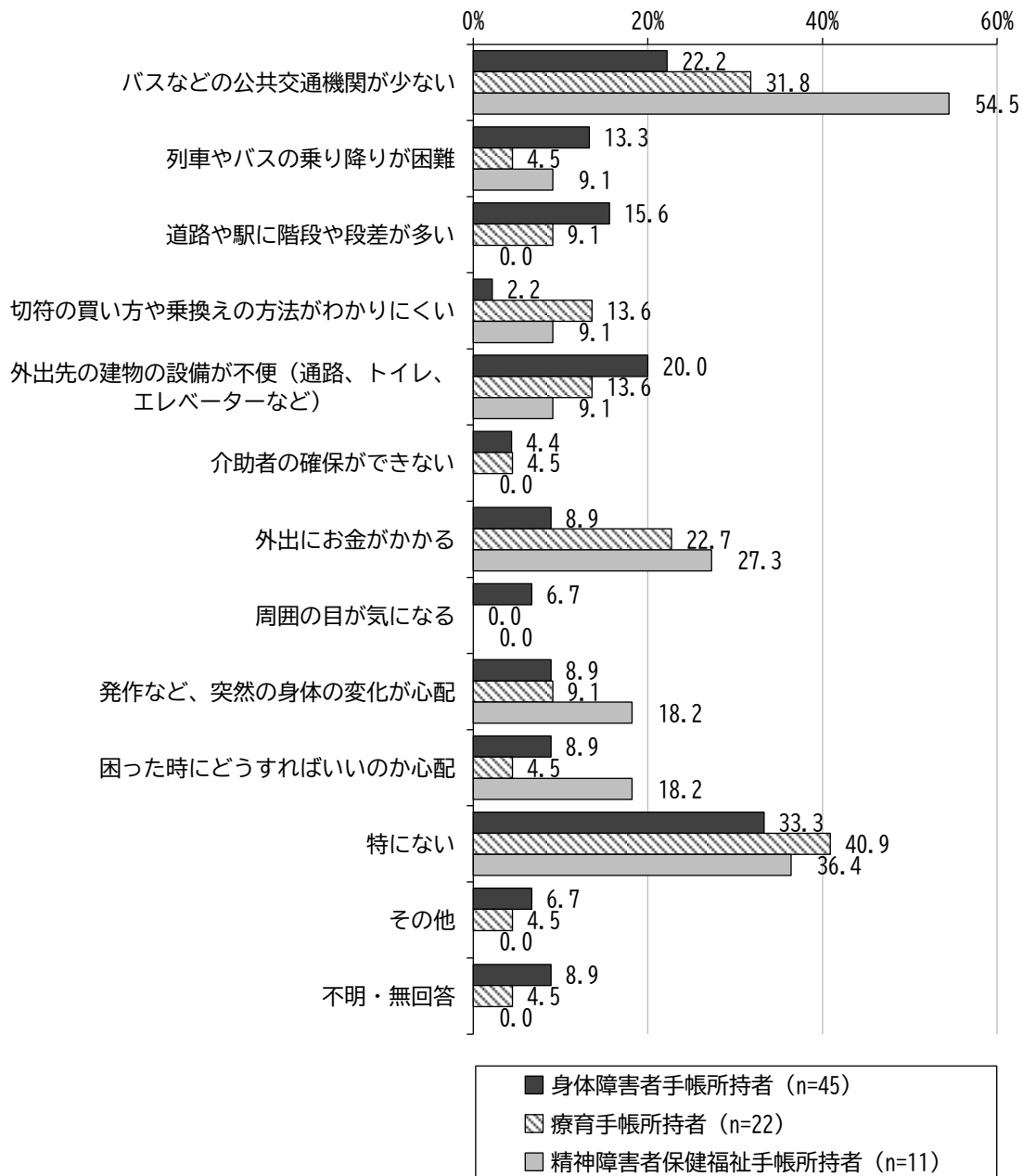
(全体集計)

全体 (n=93)

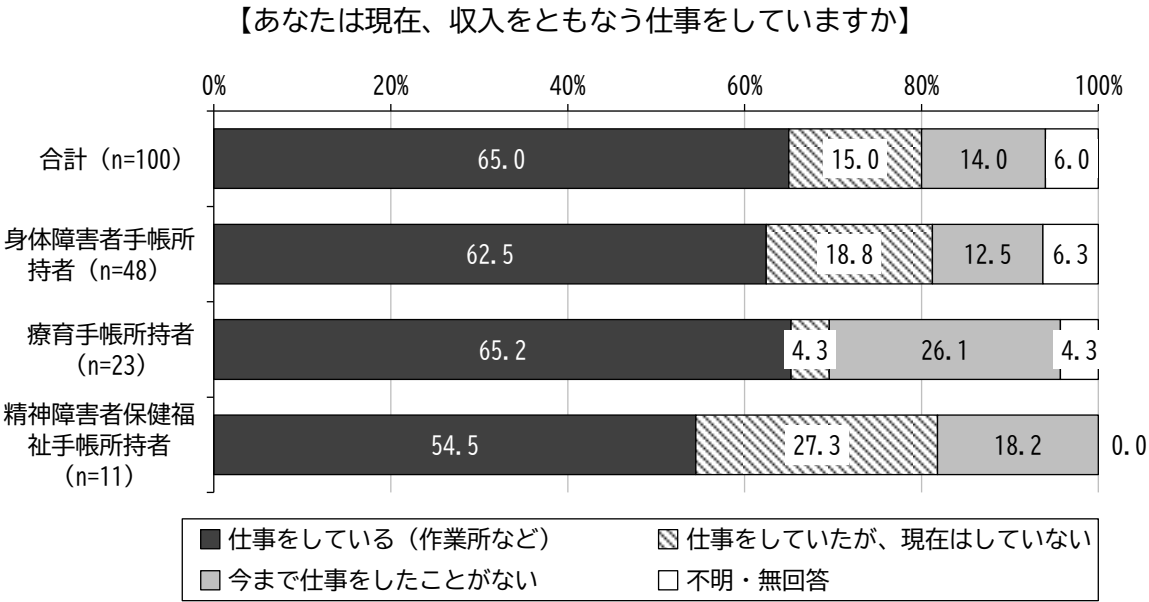


【外出する際に困ることは何ですか】

(3 障害者手帳所持者別)



現在の就労状況について、全体的にも各障害者手帳所持者別にみても、「仕事をしている（作業所など）」が最も多くなっています。

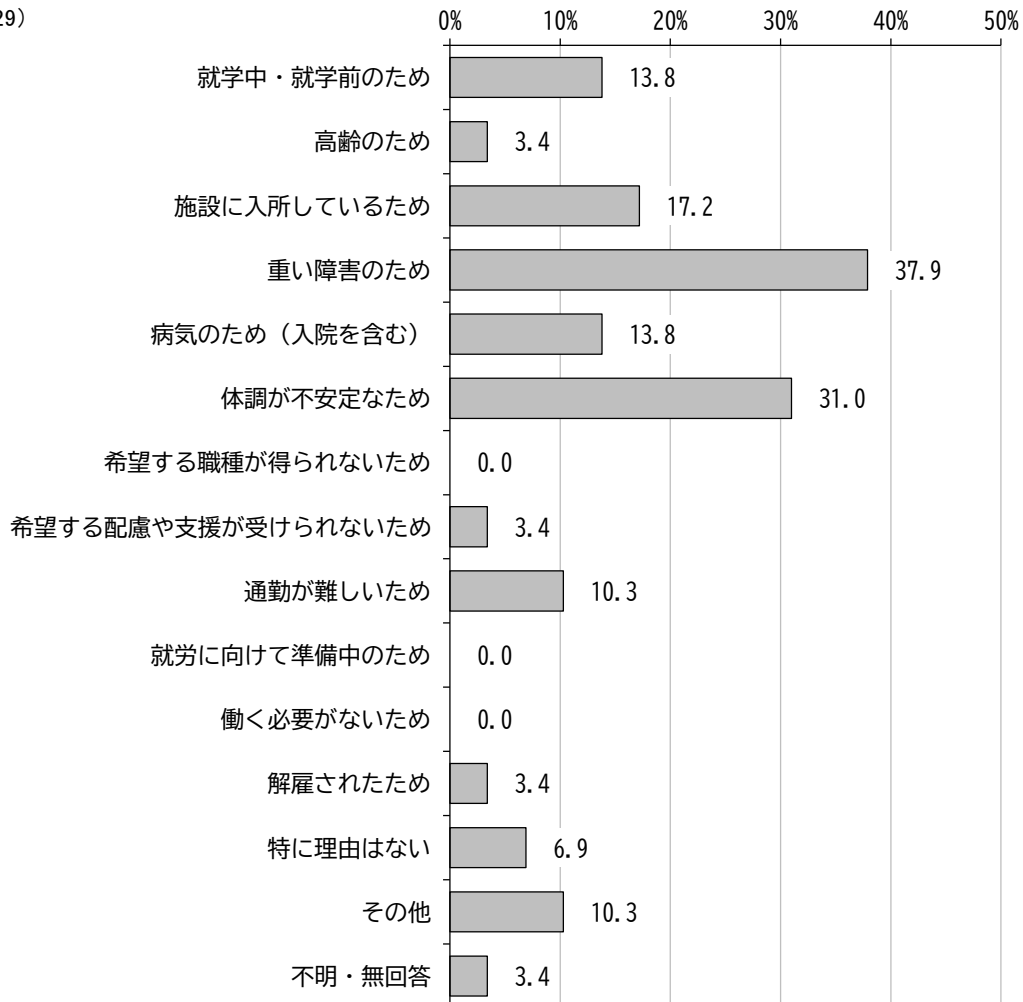


就労していない理由について、「重い障がいのため」が最も多くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、「体調が不安定なため」が最も多くなっています。

【仕事をしていない理由は次のどれですか】

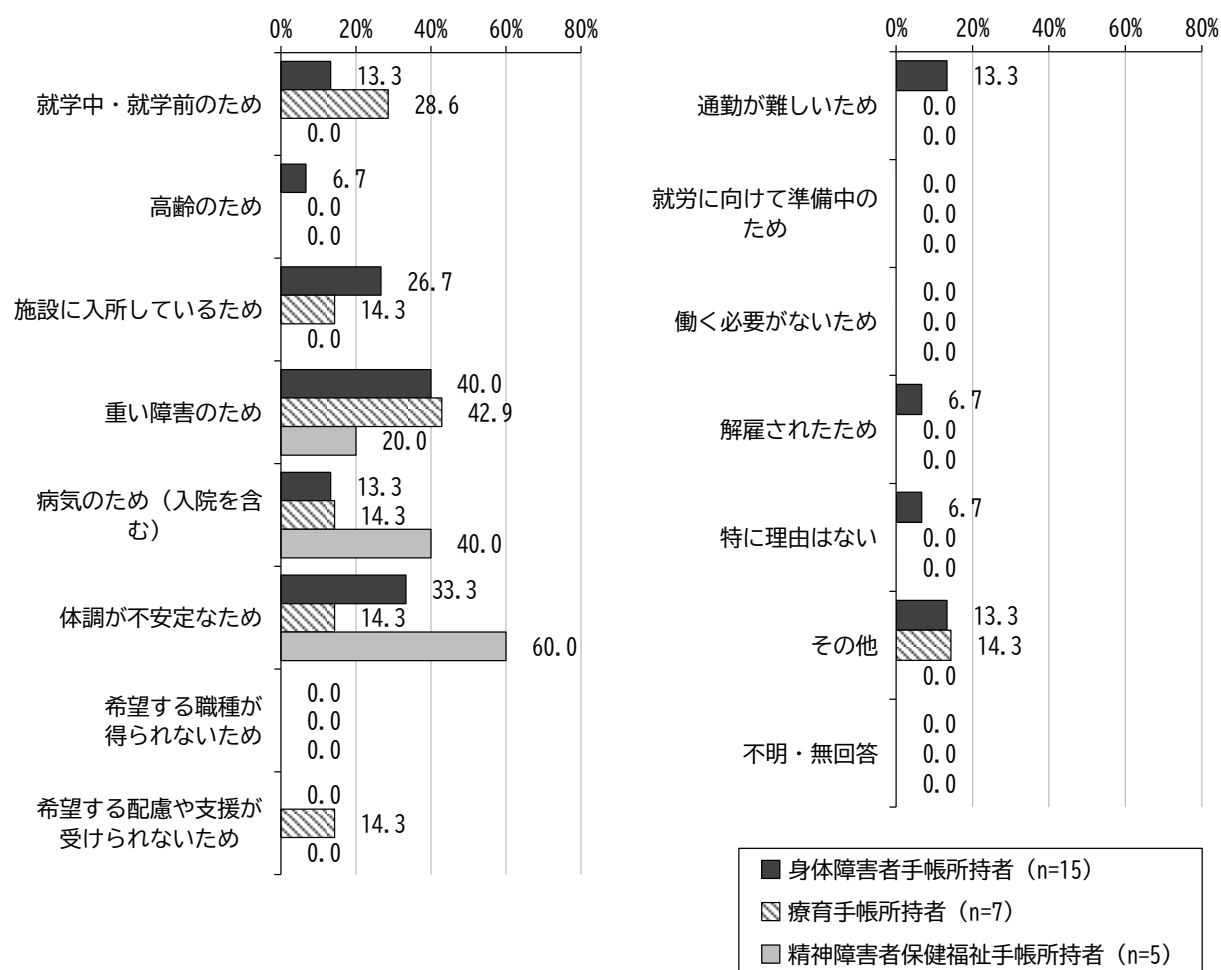
(全体集計)

全体 (n=29)



【仕事をしていない理由は次のどれですか。】

(3障害者手帳所持者別)

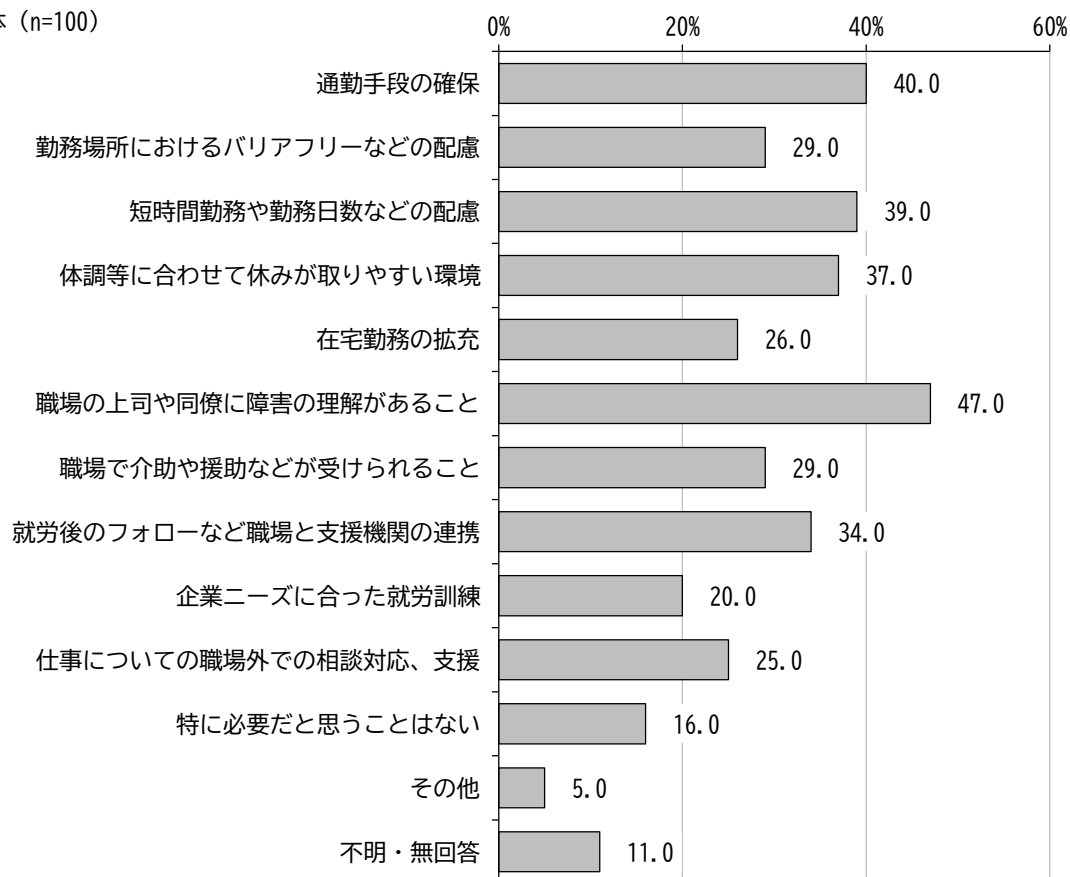


障がい者の就労支援に必要なことについて、全体的には「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多くなっていますが、療育手帳所持者をみると、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が最も多くなっています。

【障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか】

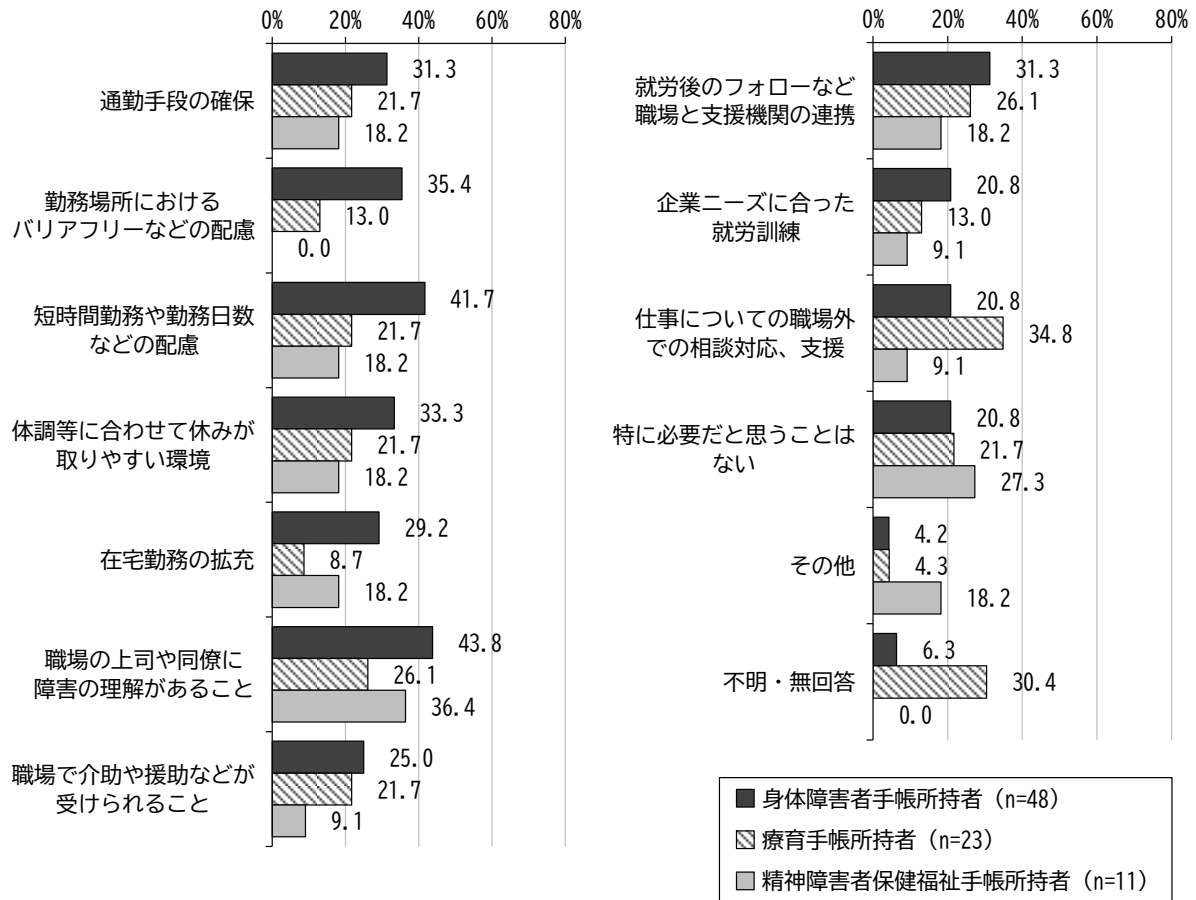
(全体集計)

全体 (n=100)



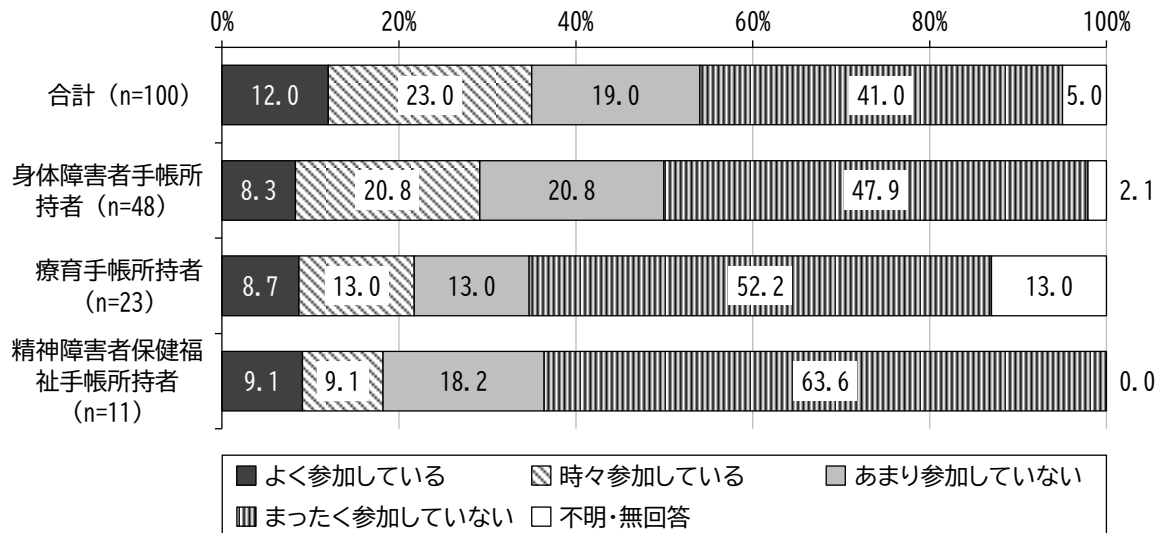
【障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか】

(3 障害者手帳所持者別)



地域活動やボランティア活動等の参加状況について、全体的に「まったく参加していない」が最も多くなっています。

【地域活動やボランティア活動、お住まいの地域の行事にどの程度参加していますか】

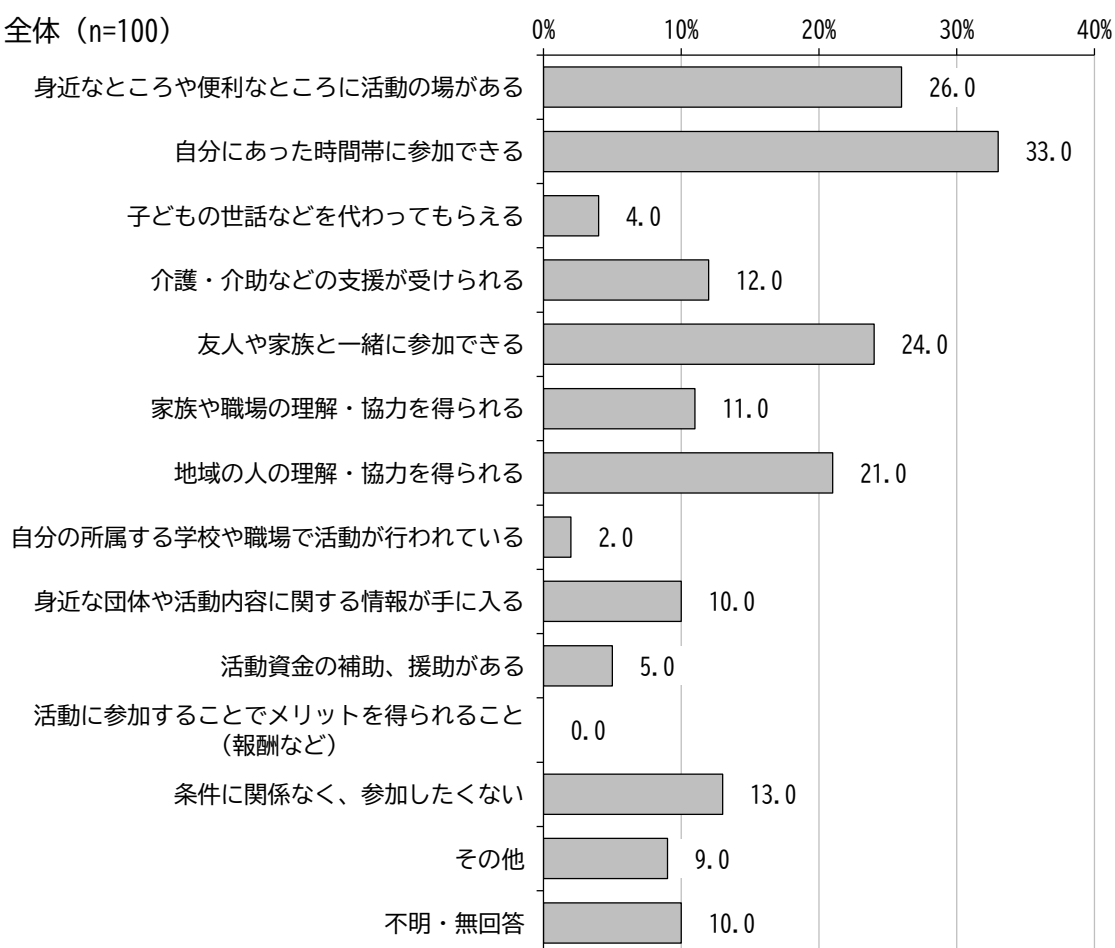


地域で活動するために必要な環境や条件について、「自分にあった時間帯に参加できる」が最も多くなっていますが、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者をみると、「身近なところや便利なところに活動の場がある」が最も多くなっています。

【お住まいの地域で活動する場合、どのような環境や条件が必要だと思いますか】

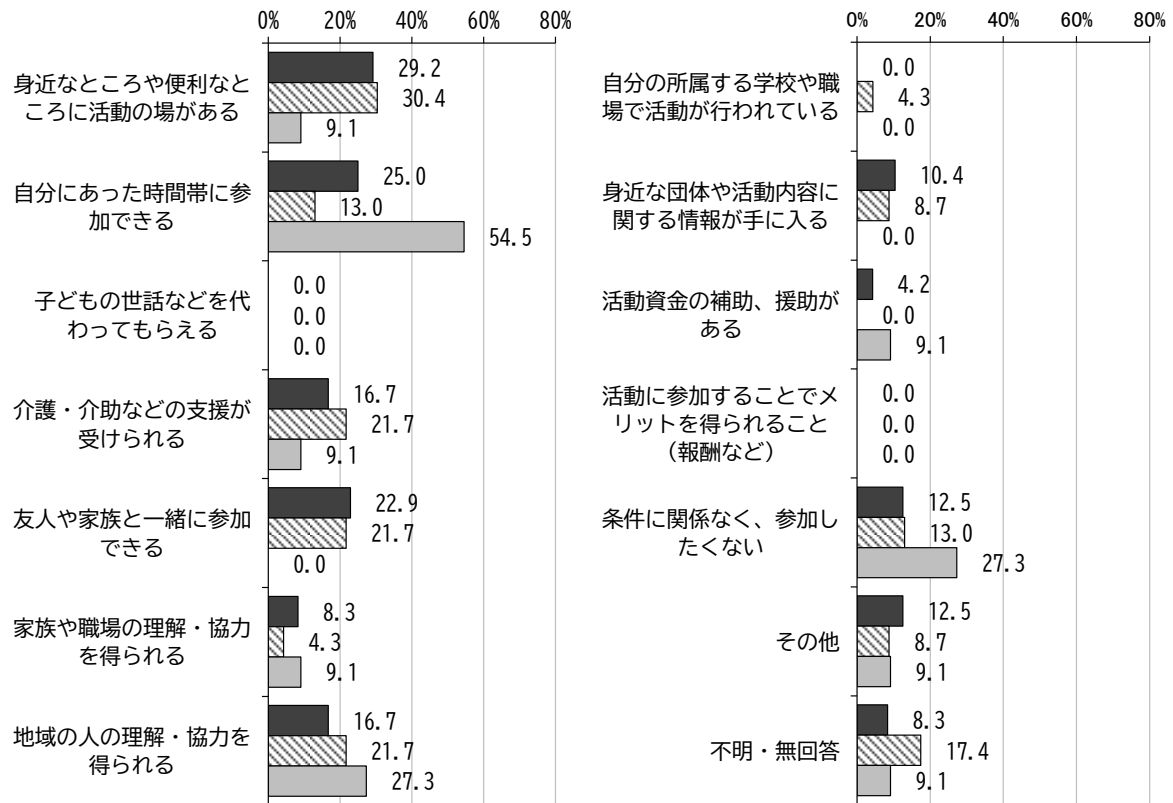
(全体集計)

全体 (n=100)



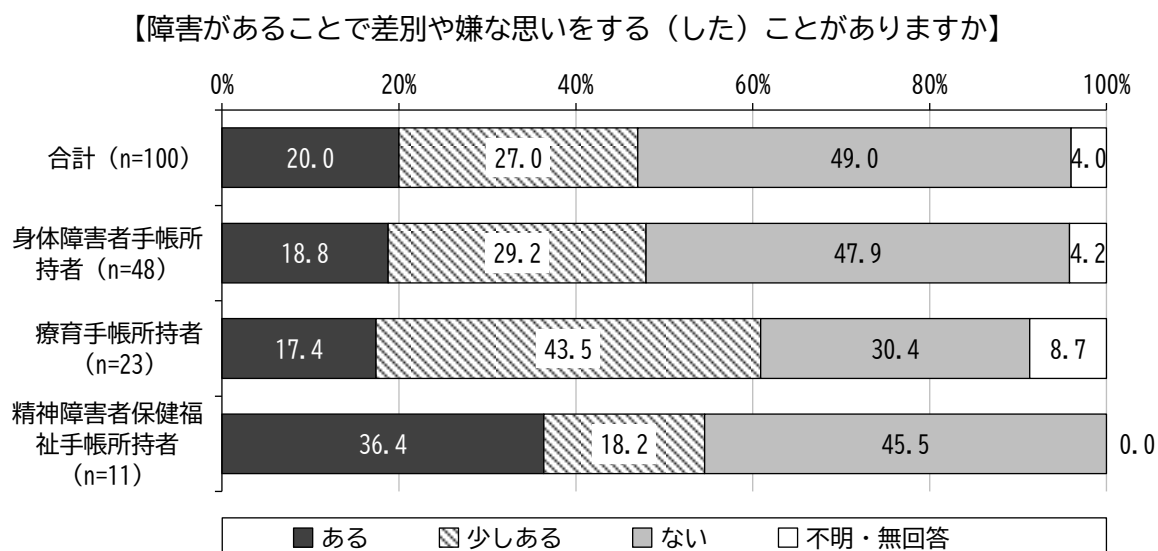
【お住まいの地域で活動する場合、どのような環境や条件が必要だと思いますか】

(3 障害者手帳所持者別)



■ 身体障害者手帳所持者 (n=48)
 ▨ 療育手帳所持者 (n=23)
 ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者 (n=11)

障害により、差別や嫌な思いをした経験について、全体的に「ない」が最も多くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所者をみると、他の2つと比べると、「ある」の回答が多くなっています。

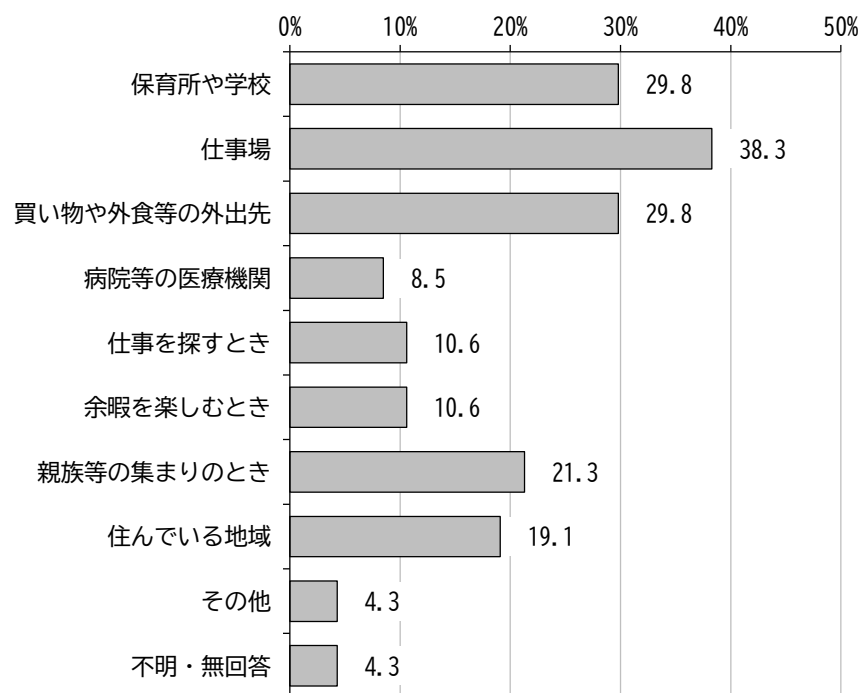


差別や嫌な思いをした場所について、「仕事場」が最も多く、次いで「保育所や学校」、「買い物や外食等の外出先」が多くなっています。

【どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか】

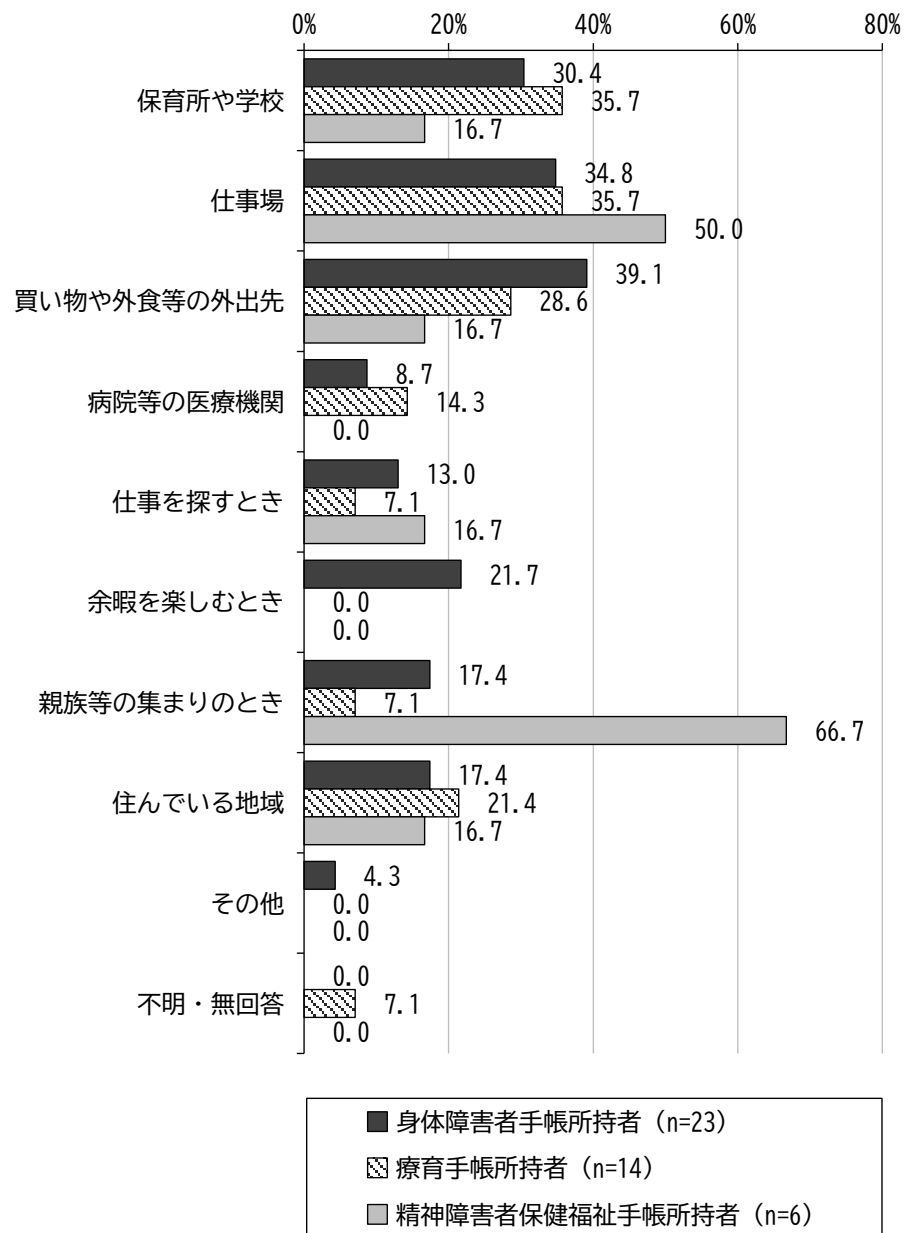
(全体集計)

全体 (n=47)

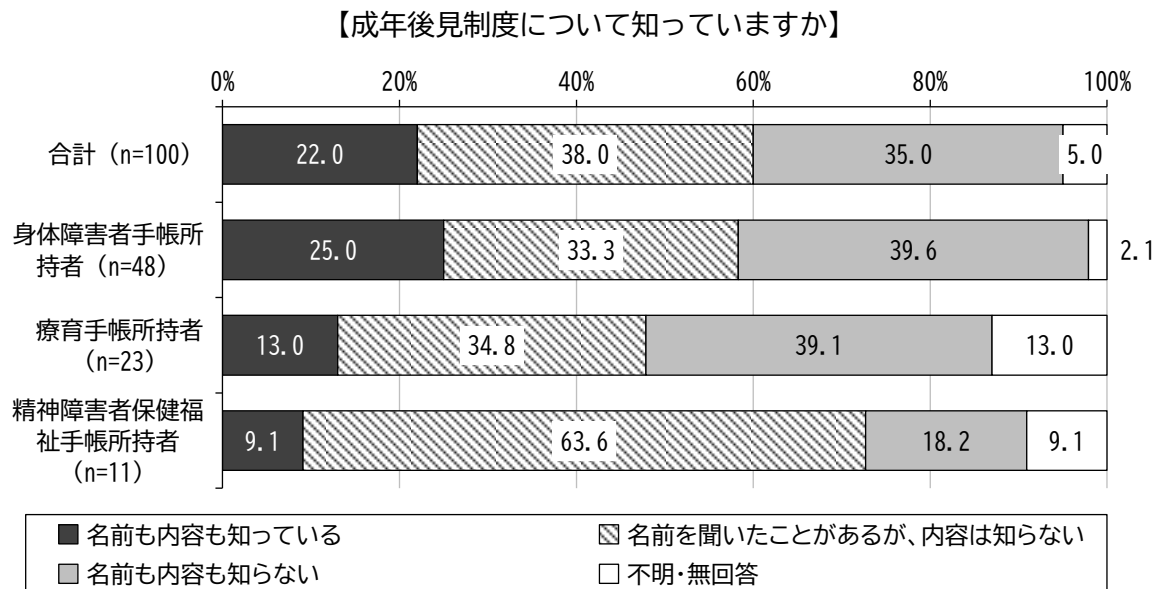


【どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか】

(3 障害者手帳所持者別)

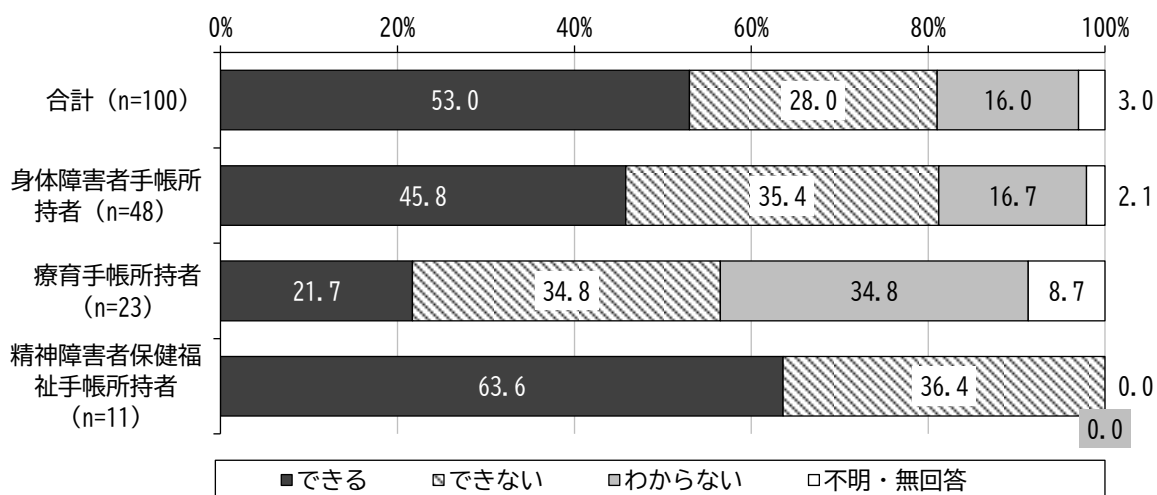


成年後見制度の認知度について、全体的にみると、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が最も多くなっていますが、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者をみると、「名前も内容も知らない」が最も多くなっています。



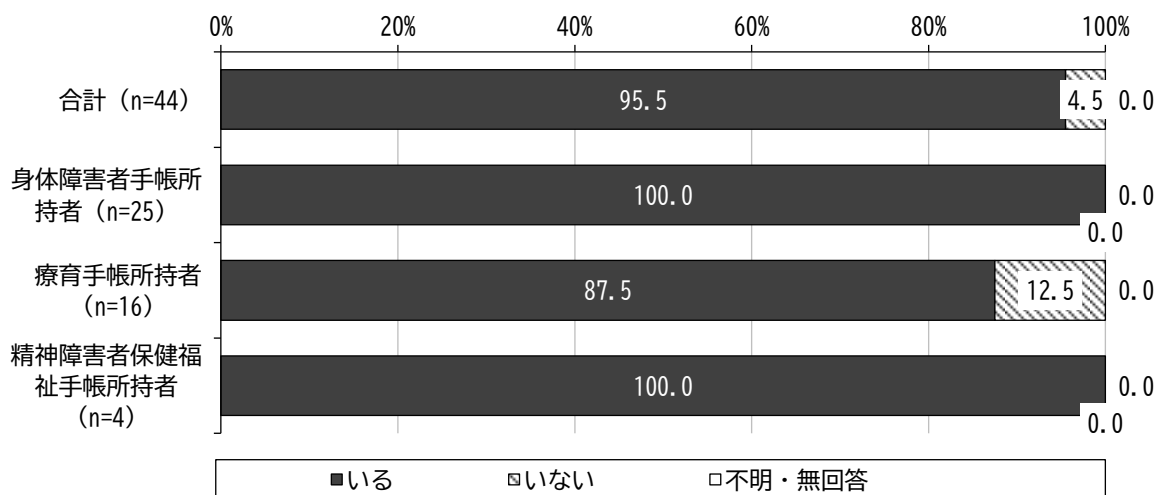
緊急時に一人での避難の可否について、全体的にみると、「できる」が最も多くなっていますが、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者の「できる」割合は、「精神障害者保健福祉手帳所持者の「できる」割合に比べると、低くなっています。

【地震や災害などの緊急時に、一人で避難することができますか】

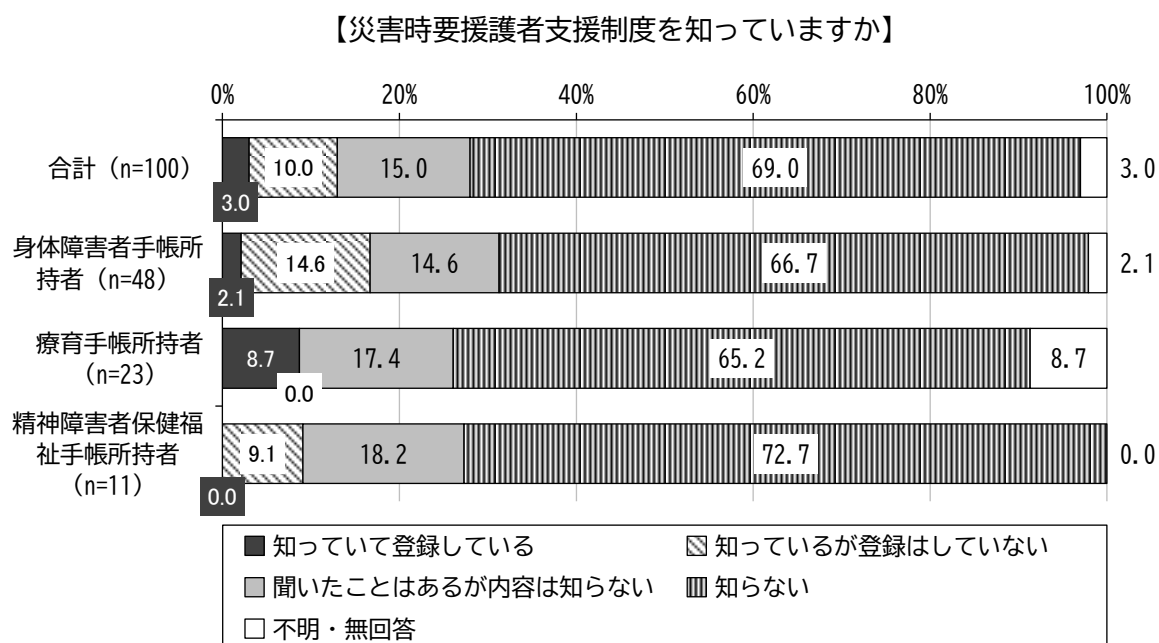


避難を助けてくれる人の有無について、全体的に「いる」が最も多くなっています。

【地震や災害などが起こった場合に、避難を助けてくれる人はいますか】

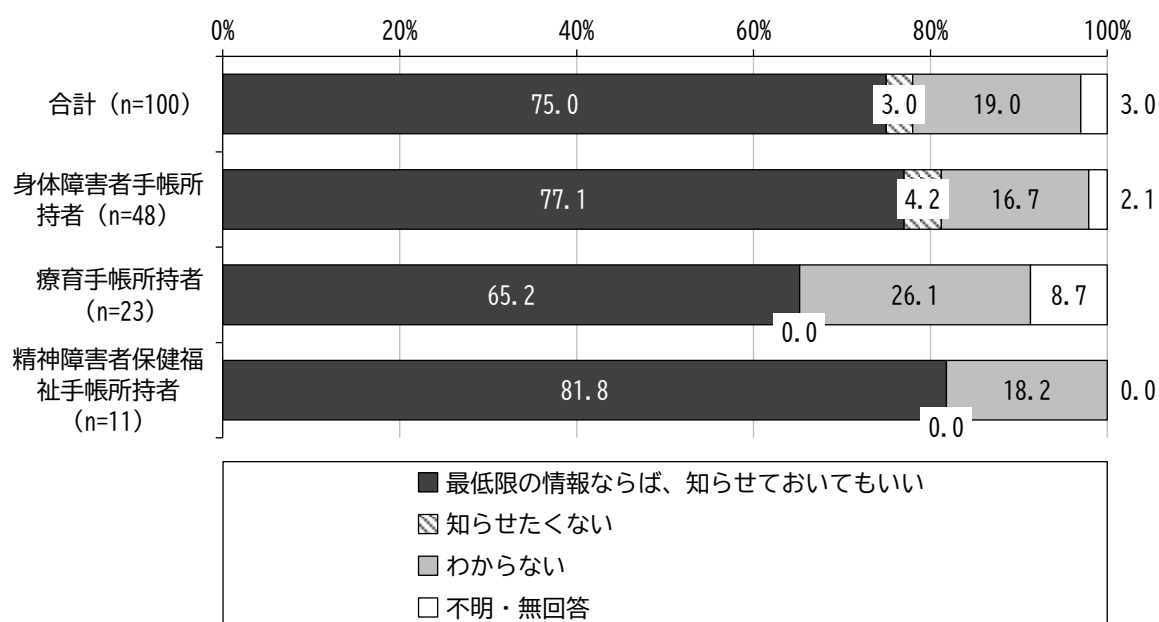


災害時要支援者支援制度について、全体的に「知らない」が最も多くなっています。

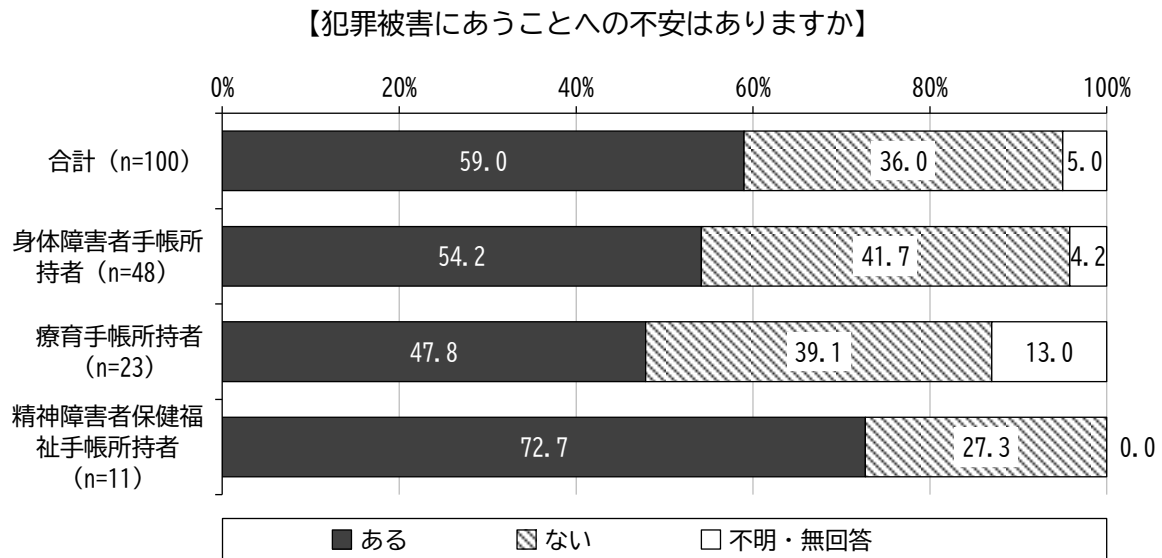


行政機関等へ事前に個人情報等を知らせておくことについて、全体的に「最低限の情報ならば、知らせておいてもいい」が最も多くなっています。

【災害時に避難を助けたり、避難状況を確認したりするために、役場・消防署・警察署や自治会へ、住所・氏名・連絡先などを事前に知らせておくことについて、どう思われますか】



犯罪にあうことへの不安について、全体的に「ある」が最も高くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、その割合は他の2つと比べると、高くなっています。

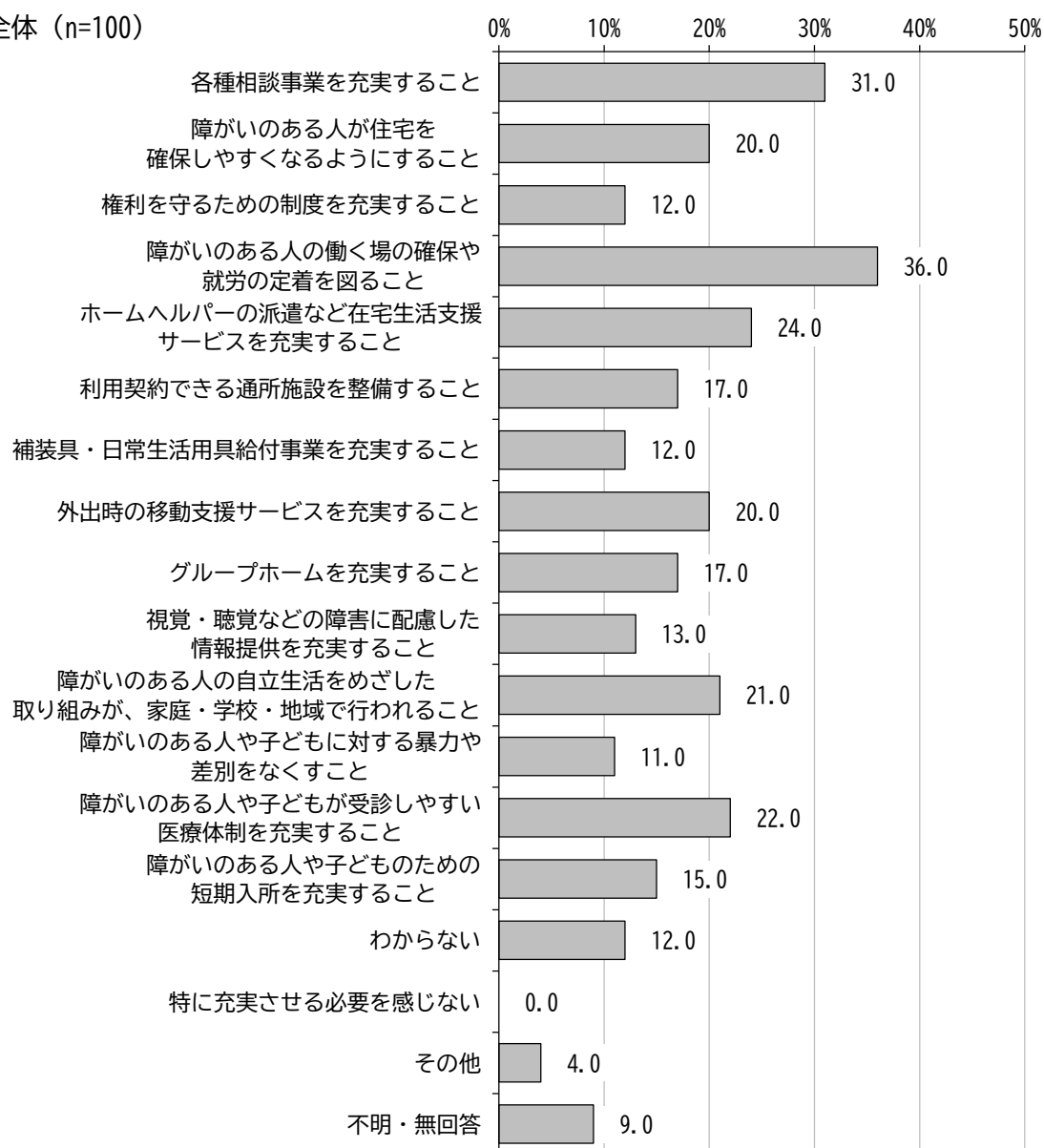


充実させるべき障害のある人への施策について、全体的にみると、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、「各種相談事業を充実すること」が最も多くなっています。

【障がいのある人への施策について、西原村はどのようなことを充実させるとよいと思いますか】

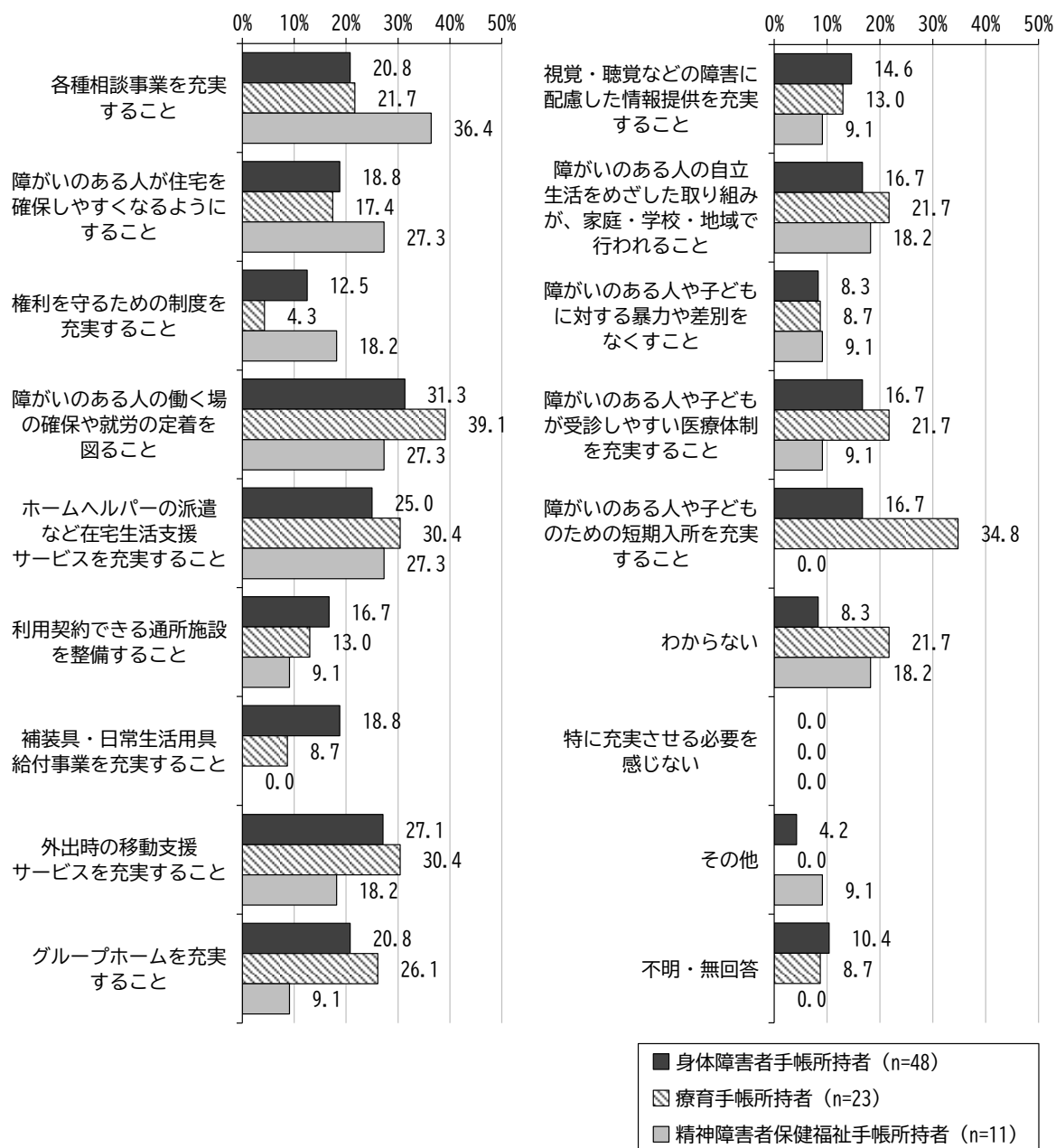
(全体集計)

全体 (n=100)



【障がいのある人への施策について、西原村はどのようなことを充実させるとよいと思いますか】

(3 障害者手帳所持者別)



第4節 事業所への調査結果

(1)調査の目的

村内の障害福祉サービス事業所や支援者に対し、サービスの提供状況や事業運営上の課題、今後の展望等を把握し、計画策定における基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

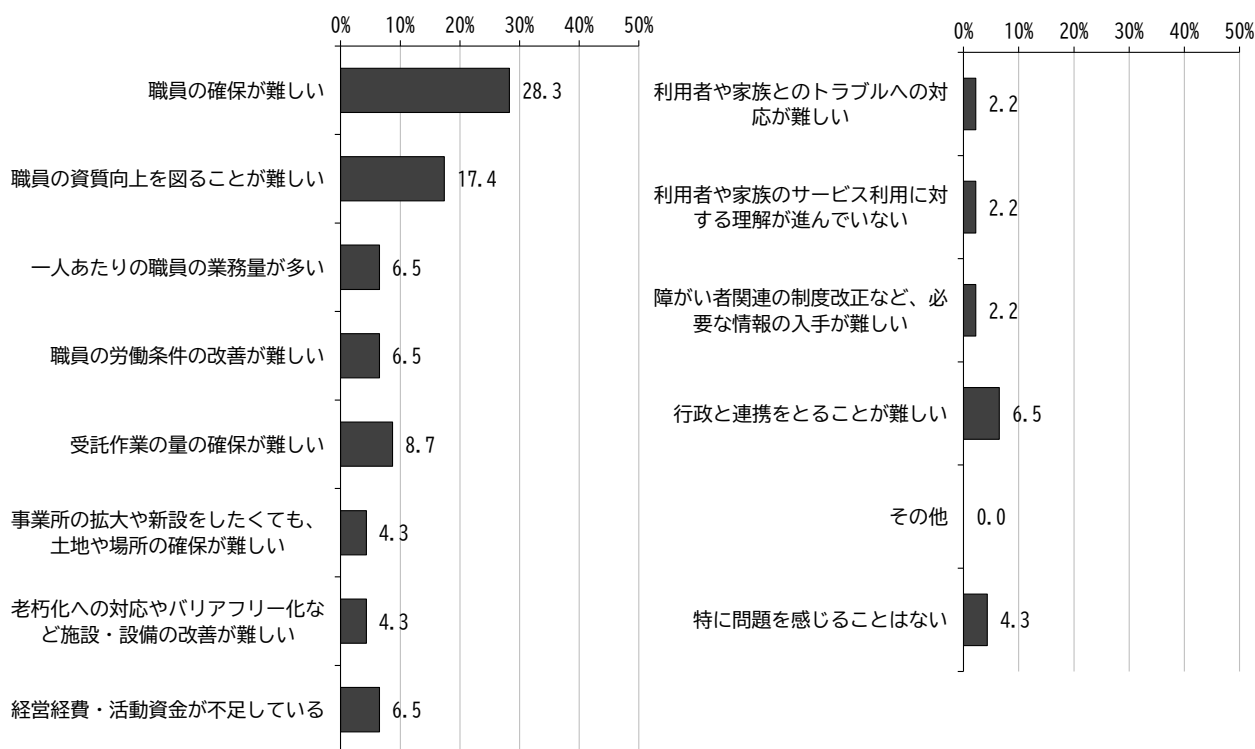
(2)調査概要

- ◇調査対象者:障がい福祉分野で事業を展開されている事業所
- ◇調査期間:令和5年11月20日(月)～11月30日(木)
- ◇調査方法:電子メールによるアンケート調査法
- ◇有効回収数:18件

(3)調査結果

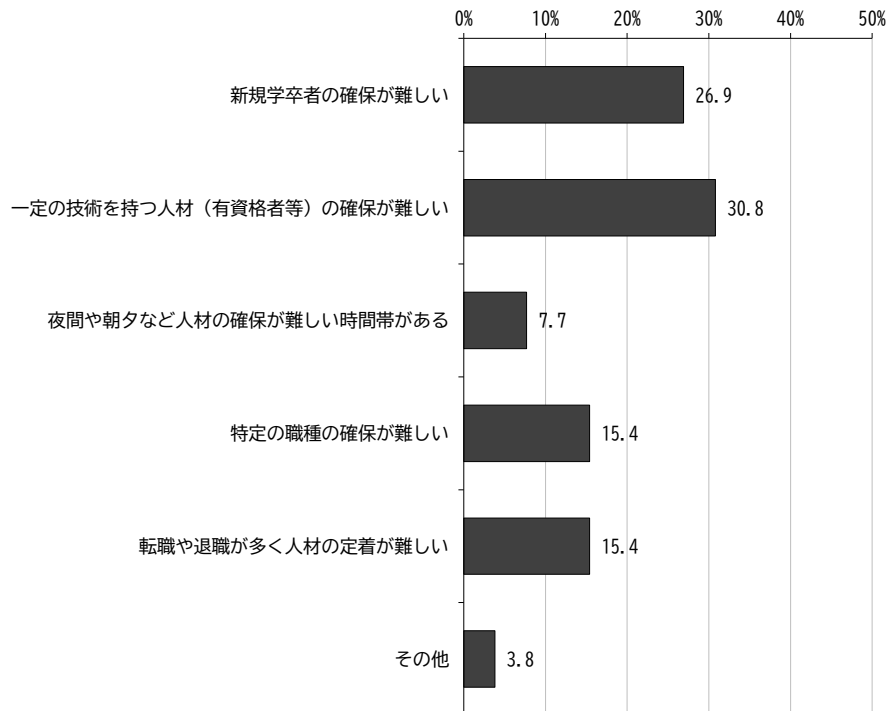
事業の運営を進めていく上で、感じる課題や問題について、「職員の確保が難しい」が最も多く、次いで、「職員の資質向上を図ることが難しい」が多くなっています。

【事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか】



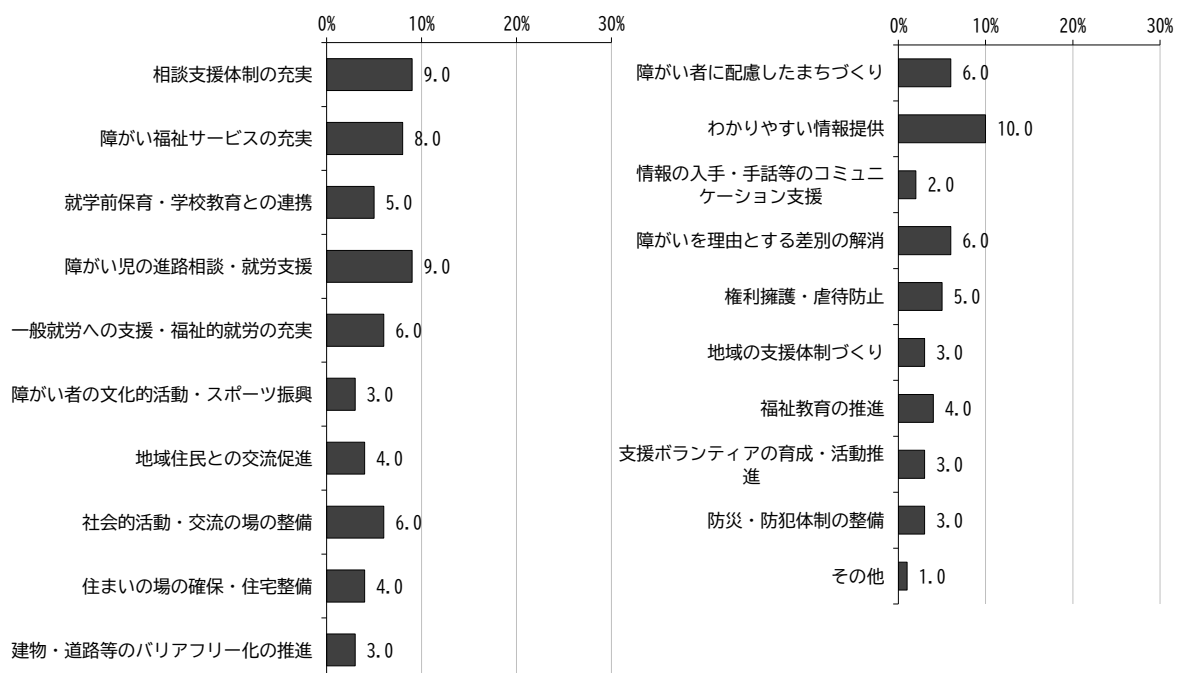
職員の確保に向けた課題について、「一定の技術を持つ人材（有資格者等）の確保が難しい」が最も多く、次いで「新規学卒者の確保が難しい」が多くなっています。

【職員の確保に向けてどのような課題がありますか】



今後、西原村が重点的に取り組むべきことについて、「わかりやすい情報提供」が最も多く、その他さまざまな項目が挙げられています。

【西原村が障がい者にとって暮らしやすい村になるには、どの分野に重点的に取り組む必要があるか】



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

国の制度改正や住民へのアンケート調査、事業所への調査結果などから、本計画の基本方針を次のとおりに整理します。

(1) 差別の解消と権利擁護の推進

- すべての住民が、障がいの有無に関わらず一人の人間として等しく権利が尊重され、あらゆる場面において意思決定の機会と社会参加の機会が保障される社会の実現をめざします。
- 住民一人ひとりの障がいに対する正しい理解と、地域社会における相互理解の促進が必要です。啓発活動を引き続き推進し、合理的配慮の普及や社会的障壁の除去、障がいを理由とする差別の解消、人権意識や福祉に対する意識の全村的な高揚に努めます。
- 日常生活や社会生活において、障がいのある本人の意思が最大限反映された生活が送れるよう、福祉サービス事業所等とも連携し、本人の意思決定支援に取り組むとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に取り組みます。

(2) 情報提供や相談支援体制の充実

- 令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、障がいのある人となない人で情報取得において格差が出ないように、障がいのある人に配慮した情報発信や手話言語や IT 技術も活用したコミュニケーション手段の一層の充実に努めます。
- 障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスをはじめとするさまざまな福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用に導く相談支援体制の充実が重要です。相談支援事業所とも連携し、一人ひとりの状況やニーズに応じたサービスの提供に努めるとともに、各相談機関やサービス提供事業所等との連携体制の強化を図り、本村全体の相談支援体制の充実に図ります。

(3) 障害福祉サービス等の充実

- 障がいがあっても住み慣れた地域で暮らせるよう、圏域でも連携し、障害福祉サービス等各種サービスの充実に取り組みます。また、障害福祉サービスの安定的な提供に向けては、人材の確保と育成が重要であり、事業所と連携した人材の定着への支援や学校とも連携した福祉教育の推進や福祉職の魅力発信に取り組みます。
- 障がいある人や介助者・家族の高齢化が進む中、高齢化に伴う生活の不安、介護を行う家族の不安などの解消に向けた取り組みの充実に努めます。
- 親元からの自立を希望する人に対する支援や「親亡き後」への不安の解消を図るため、事業所等と連携し、自立等に係る相談や住まいの支援、また、成年後見制度等の支援体制の充実に取り組みます。

(4)障がい児支援の充実

- 福祉や保健・医療、保育・教育等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで、ライフステージに沿った切れ目のない支援を展開することで、子どもたちが住み慣れた地域で健やかに成長できる基盤の整備に努めます。
- 社会福祉協議会や事業所とも連携し、障がいのある子どもの保護者の相談・交流の場の拡充を図り、保護者の孤立防止に努めます。
- 障がいのある児童生徒の一人ひとりにあった教育が推進されるよう、就学相談や特別支援教育に取り組みます。また、それぞれの児童生徒や保護者が安心して学校生活を送ることができるよう、個別の教育支援計画をもとにした進路相談や就職相談を推進します。

(5)就労と多様な社会参加の促進

- 障がい者＝要支援者といった偏った考えにとらわれず、障がいのある人を含めて誰もが役割を持ち活躍できる社会の実現が求められます。事業所とも連携し、就労の促進に取り組むとともに、民生委員児童委員協議会や身体障害者福祉協会など、既存の団体とも連携しながら、障がいのある人の地域活動やボランティアへの参加の促進にも取り組みます。
- 就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。また、障害者就業・生活支援センターとも連携し、特別支援学校卒業者や離職者に対する就職・定着支援に取り組みます。
- 障がいのある人の絵画や音楽等の文化・芸術活動への参加促進や発表の機会の拡大に努めます。また、既存のスポーツに関する団体とも連携し、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

(6)保健・医療の充実

- 障がいのある人が健康でいきいきとした生活を送るためには、日頃から健康の保持・増進に努め、障がいの原因となる生活習慣病等の疾病の予防や心身の健康づくりを支える適切な保健サービスの提供が重要となります。障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。
- 妊婦健診や乳幼児健診といった母子保健事業と連携し、疾病や障がいの早期発見、また早期の支援開始に努めます。特に、1歳半健診や3歳児健診は障がいや疾病の早期発見に有効であり、保健師とも連携し、スクリーニング体制の充実に取り組みます。また、経過観察が必要となった子どもと保護者への丁寧なフォローアップに努めます。

(7)防犯・防災体制の充実

- 令和3年の災害対策基本法の改正により、障がいのある人を含む避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされています。今後、村でも地域の自主防災組織や事業所と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の策定を進め、障がいのある人の避難支援体制の充実・強化に努めます。
- 巧妙化している特殊詐欺等の犯罪への対策として、家族や支援者、また金融機関等と連携した見守りなど、障がいのある人を被害から守る取り組みの充実にも努めます。

2 計画の基本理念

障がいのある人の一人ひとりが、住みなれた地域で自分らしく暮らしていくためには、さまざまな制度や福祉サービス等の必要な支援の充実とともに、障がいのあるなしに関わらず、すべての人がそれぞれの個性や魅力を認め合う、多様性に富んだ地域共生社会の実現が求められます。

本計画は、乳幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージにわたり、障がいのある人が就学や就労、余暇活動や地域活動などの場において、必要な支援や配慮を受けながら、本人の意思のもと、多様な場で活躍できる地域をめざし、基本理念を「個性や魅力を生かす、誰もが輝く共生のまちづくり」とします。

**個性や魅力を生かす、
誰もが輝く共生のまちづくり**



3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、以下の施策に取り組みます。



第4章 施策の展開

1 差別の解消と権利擁護の推進

(1) 差別解消の推進

施策の方向性

社会のあらゆる場面で、障がい者を理由とする差別を受けたり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、住民に対して障がいについての理解を促し、差別のない社会づくりに向けた取組を推進します。

主な取組

行政における合理的配慮の充実	●「西原村における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、障がいへの正しい理解と窓口等における対応力の養成に向けた勉強会や研修を開催します。
障がい者差別解消への取組の充実	●「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発に努めます。 ●「障害者差別解消法」の趣旨・目的などに関する周知・啓発に取り組みます。また、対応要領や国の基本方針に基づき、障がい者を理由とする差別の解消に取り組みます。 ●雇用の分野における障がいのある人に対する差別的取り扱いの禁止などを定めた「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し周知・啓発に努めます。
様々な障がいのある人への理解の促進	●様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」についての啓発を進めます。 ●発達障がい等、様々な障がいのある人の障がい特性や必要な配慮に関する周知を図り、住民の理解の促進を図ります。 ●ヘルプマーク等、障がいのある人についての様々なマークの周知・啓発を図り、外見からわからない障がいのある人が必要な配慮や援助が受けられる取組を進めます。また、必要な人に対し窓口においてヘルプマークを配布します。
「障がい者週間」などの啓発活動	●障がいに対する正しい理解の促進に向けて、多様な媒体を活用した広報・啓発を推進します。また、毎年12月3日～9日までの「障がい者週間」を中心に、障がいに関する理解を深めるための取組を推進します。

(2) 権利擁護の推進

施策の方向性

障がいのある人の権利擁護に向けて、合理的配慮の普及、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利活用の促進に取り組みます。

また、虐待の防止や早期発見・解決に係る体制の整備を進めます。

主な取り組み

日常生活自立支援 (地域福祉権利擁護 事業)の実施	●認知症や障がい等の理由により、福祉サービスの利用の判断や金銭管理に課題がある人に対し、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援(地域福祉権利擁護事業)に取り組み、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。
成年後見制度の利用 の促進	●知的、精神に障がいのある人が、財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度の周知・理解の促進に努めます。 ●成年後見制度を安心して利用できるよう、後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備します。
意思疎通支援の推進	●聴覚、音声、言語に障がいのある人の意思疎通支援に向けて、要望に応じて手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣します。また、専門機関や熊本県とも連携し、障がいのある人とのコミュニケーションを支援する手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者の確保及び養成を推進します。
意思決定支援の充実	●サービスの提供事業所とも連携し、利用者にとって最適と思われる支援を積極的に紹介するとともに、利用者の自己選択・自己決定を支える丁寧な意思決定支援に努めます。また、意思疎通や意思決定等に困難がある人の場合でも、利用者目線に立った、利用者にとって最善の利益となるサービスの提供の推進に努めます。
選挙への支援の推進	●投票所での段差解消や車いすの配備、また職員による介助の実施など、障がいのある人にも配慮した投票所の環境整備を行います。
障がいのある人に対する虐待への対応	●障がいのある人に対する虐待の発生を未然に防ぐよう、住民や施設への啓発を進めます。 ●障がいのある人に対する虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する情報を周知し、迅速な対応をしていきます。

2 情報提供や相談支援の充実

(1) 情報提供の充実

施策の方向性

障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、多様な媒体を活用した情報提供や、わかりやすい情報提供に取り組みます。特に、サービスに関する情報については、本人に不利益のないよう、サービスの内容や利用方法について、わかりやすい情報提供に努めます。

主な取り組み

保健・医療・福祉サービスの情報提供	●障がいのある人やその家族への保健・医療・福祉に関する情報提供のため、熊本県の「障がい福祉のしおり」の周知を図るとともに、広報誌や村のホームページなどを活用し、必要な情報提供を行います。
多様な媒体を活用した情報提供の推進	●令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、障がいのある人とない人で情報取得において格差が出ないように、障がいのある人に配慮した情報発信、手話言語やスマートフォンアプリ等の ICT 技術も活用したコミュニケーション手段の一層の充実に努めます。 ●広報誌やインターネット、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をできる限り平易な表現で、わかりやすく紹介します。

(2)相談支援の充実

施策の方向性

障がいのある人の困りごとや悩みに対し、適切に対応できるよう、学校や障害福祉サービスの事業所、地域の民生委員児童委員、また各種専門機関とも連携を図りながら、相談支援体制の充実を図ります。

主な取り組み

連携による相談支援の推進	●民生委員児童委員等と連携しながら、相談体制の多様化と充実を図っていくとともに、身体障がい者福祉協会等の当事者や家族の団体による相談活動の取組を支援するなど、各種団体と連携し、障がいのある人やその家族が、より相談しやすい環境づくりを進めます。 ●長期の不登校やひきこもりの背景には、障がいが起因するケースも多いことから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また地域包括支援センターの相談員等とも連携し、保護者や家族の相談から、必要に応じて適切に障がい福祉の支援につなげる連携体制の充実を図ります。 ●障がいのある人の生活や福祉に関して専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターについて、広域での連携のもと整備を推進するとともに、本村の窓口相談に来た人についても、必要に応じ、適切に専門の窓口等につなぎます。
相談支援事業の実施	●障がい福祉サービスを利用する人に対して、支給決定または支給決定変更時においてサービス利用計画の作成や一定期間ごとのモニタリングを行う計画相談支援を実施します。 ●村内の指定特定相談支援事業所との連携強化及び人材育成等、様々な課題に対応した相談が提供できる仕組みづくりを行います。
相談支援専門員の機能強化	●相談支援員を対象とした研修を実施し、様々な相談機会において、どの支援員が相談を受けても迅速かつ適切な対応を図ることができるように、支援員の質の向上を図ります。

3 障害福祉サービス等の充実

(1) 障害福祉サービス等の充実

施策の方向性

地域で安心して生活できるよう、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な障害福祉サービス等の提供に取り組みます。また、経済的な負担の軽減に向けて、各種手当の支給や医療費等の助成、福祉用具や日常生活用具の経費の助成に取り組みます。

従来の支援制度では困難な複合的な課題等について、重層的支援体制整備事業による支援の実施に努めます。

主な取り組み

円滑なサービスの支給	●障害福祉サービスの提供にあたって、本人の心身の状況やサービスの利用意向等を把握し、サービス等利用計画の作成を行うとともに、定期的な計画の見直し・調整を行うなどの便宜を図る「計画相談支援」「障害児相談支援」の事業について、事業所また相談員の確保・充実に図り、円滑なサービスの支給につなげます。
重層的支援体制整備事業との効果的な連動	●障がいのある人の不登校やひきこもり、また障害福祉サービス支援が必要でも支援につなげることができていない等の問題に対して、令和4年度より福祉全般に関連する事業として移行(実施)準備に取り組んでいる「重層的支援体制整備事業」と効果的に連動し、保護者や家族、地域の相談等から、多機関での協働による支援やアウトリーチ(訪問)による支援等を図ります。
訪問系サービスの充実	●居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスは、障がいのある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保とともに障がいの状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、質の向上を図ります。
居住系サービスの充実	●障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホーム等の住まいと生活の場の確保と金銭管理などの生活援助の充実に図ります。
地域生活支援事業の実施	●障がいのある人の能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、ストーマ(人工肛門)等をはじめとした日常生活用具の給付、日中一時支援を提供します。
手当等の適切な支給の推進	●地域で安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や医療費の助成などを行います。

(2) 重度障がい者等への支援の充実

施策の方向性

重度の障がいや難病があっても地域で生活できるよう、広域でも連携しながら重度障がいや医療的ケアにも対応できる障害福祉サービスの充実や経済的負担の軽減、日常生活用具の給付等、多角的な支援に取り組みます。

主な取り組み

地域生活への支援の推進	●重度障がいの人の地域生活への支援に向けて、広域の市町村また事業所とも連携し、重度障がいにも対応できるグループホームや重度訪問介護の供給体制の拡充を図ります。
難病患者等への支援の推進	●難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、阿蘇保健所及び保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めるとともに、障害福祉サービスの利用を促進します。
医療的ケア児への支援の推進	●医療的ケア児に対し、医療機関や医療的ケア児支援センター等の専門機関とも連携し、相談や医療型児童発達支援や医療型のショートステイ等の支援の充実に努めます。また、地域の保育所等における受け入れ体制の充実に向け、保育所等において、看護師を新たに雇用する場合に、人件費の一部を助成する補助事業を実施します。
経済的支援の推進	●重度心身障がいの人の健康と福祉の増進を図るため、医療機関で支払った医療費の自己負担分の一部を助成します。また、障がいの状況に応じて、特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当、経過的福祉手当を支給します。
日常生活用具給付事業の実施	●日常生活を営むのに著しく支障のある障がいのある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付または貸与します。

(3) 介助者や保護者への支援の充実

施策の方向性

介助者・保護者が介助や育児の負担を抱え込み、肉体的また精神的に追い詰められることが無いよう、事業所と連携しながら、相談支援やレスパイトサービスの充実、また孤立防止に向けた交流・相談等の機会の充実に取り組みます。

主な取り組み

レスパイトサービスの充実	●保護者や介助者が負担を抱え込み、追いつめられることのないよう、レスパイト(休息)目的のショートステイや日中一時支援が適切に利用できるよう、事業所等とも連携し、供給体制の充実に努めます。
互助活動の推進	●障がいのある人やその家族に対する支援の充実を図るため、身体障がい者福祉協会等の村内の団体の互助活動を支援するとともに、悩みなどを気軽に語り合える場や交流機会の充実に図ります。
保護者支援の推進	●障がいと診断されている、またはその疑いのある子どもを育てており、育児に不安を感じている保護者等に対して、交流の場や子どもとの接し方等について学ぶ機会、相談の機会をつくり、子どもの健やかな発達及び保護者等の子育てに対する不安解消に努めます。 ●発達障がいの子どものを養育する保護者に対し、発達障がいの特性や効果的な声かけ・関わり方等について学ぶペアレントプログラム等を実施することで、子どもの健やかな成長と保護者の不安解消に努めます。

(4)住まいの確保や移動支援の充実

施策の方向性

障がいのある人の地域生活を支えるために、村営住宅の適切な提供やグループホームの供給の拡大、また自宅改修などへの適切な助成を推進します。

主な取り組み

村営住宅の供給	●村営住宅について、障がいのある人等の住宅確保要配慮者ができるだけ優先して入居することができるよう努めます。また、建替えや改修の際は、バリアフリーの視点に立った施設整備に努めます。
住宅改修への助成の推進	●在宅で生活する要介護の高齢者や重度の身体障がい・知的障がいの人がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、在宅での自立促進や寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ります。
道路環境等の整備の推進	●主要な村道等の道路環境や公共交通機関の利便性の向上に努めます。 ●点字誘導ブロック上に物を置かないことや身障者用駐車場の適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、適切な駐車スペースの確保を進めます。
障がい者用駐車場の適正利用の推進	●身体に障がいのある人や歩行が困難な人など、身障者用駐車場が必要な人に対し、「パーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)」を発行し、身障者用駐車場の適正利用を図ります。
移動支援の充実	●障がいのある人の社会参加を促進するため、行動援護、同行援護、移動支援等の外出支援サービスの充実を図ります。また、身体障がいのある人が自ら所有し運転する車の改造費用の一部を助成します。

4 障がい児支援の充実

(1) 早期発見・早期支援の推進

施策の方向性

乳幼児健診や発達相談、また保育所等や学校との連携により、発達の遅れや障がいに早期に気づき、療育等の支援に円滑につながる体制づくりに努めます。

主な取り組み

乳幼児健診及び相談の実施	●障がいの早期発見のため、乳幼児相談や乳幼児健康診査を活用するとともに、必要な子どもが早期に治療や療育が受けられるよう、保健師や西原村療育相談員等の人材とも連携した支援を推進します。 ●医療機関、療育機関、その他の関係機関との連携を強化し、乳幼児健診や発達相談の受診後のフォロー体制の充実を図ります。
保育所と連携した支援の推進	●発達障がい等に関する知識を有する巡回支援専門員が、村内の保育所等を巡回し、支援が必要な子どもの早期発見に繋げるとともに、対象となる児童への具体的な支援方法や環境調整等についての助言・指導を推進します。
学校と連携した支援の推進	●知的に遅れのない ADHD(注意欠陥・多動症)や LD(限局性学習症)は文字や計算にふれる機会の増える小学校入学後にわかる場合も多く、学校とも連携した適切な支援や、必要に応じて発達相談等の受診勧奨に取り組めます。

(2)障害児福祉サービス等の充実

施策の方向性

保育・教育機関や障害児福祉サービスの事業所等と連携し、就学前から就学後・卒業後までを見据えた、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進に努めます。

主な取り組み

保育所等における受け入れ体制の充実	●障がいの有無に関わらず共に育つ場や機会の確保、また保護者の就労への支援に向けて、地域の保育所等において障がいのある子どもの支援にあたる加配保育士を雇用する場合、人件費の一部を補助します。また同様に、放課後児童クラブにおける受け入れ体制の充実に努めます。
児童発達支援の提供	●より身近な地域において適切な療育を受けることができるよう、近隣市町村や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。
放課後等デイサービスの提供	●療育の場や発達支援の機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってから一定期間適切な療育を受けることができるよう、近隣市町村や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。
多様な支援の充実	●学校や教育支援センター、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、不登校の状態にある障がいのある子どもや保護者への相談等の支援に取り組みます。 ●医療的ケア児が、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援が受けられるよう、関係機関による協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に取り組みます。

(3)一人ひとりに応じた教育の推進

施策の方向性

障がいのある子ども一人ひとりが、それぞれの状況に応じて、合理的配慮を受けながら最適な環境で学ぶことができるよう、特別支援学校とも連携しながら、教育環境の充実を図ります。

主な取り組み

就学相談の実施	●障がいや疾病、発達に課題がある子どもが、一人ひとりの状況に応じて適切な環境で教育が受けられるよう、就学相談及び教育支援委員会の協議を踏まえた就学相談を行います。
教職員等の資質向上の推進	●教職員・指導者の障がい種別の特性についての理解を促進します。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。
インクルーシブ教育の推進	●障がいのある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育の推進に向けて、特別支援教育コーディネーター等の専門人材とも連携し、障がいのある子どもが通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」の提供に努めます。また、障がいのある子どもとない子どもが、同じ学級に在籍する際に、お互いの個性や強みを発揮できる機会の確保に努め、お互いに理解し認め合い支え合う気運の醸成を図ります。
特別支援教育の推進	●障がいのある児童生徒の一人ひとりが、生活上の困難の軽減や自立に向けて最適な環境で学ぶことができるよう、個別の教育支援計画を策定するとともに、通級指導教室や特別支援学級における指導の充実に努めます。
特別支援学校との連携の推進	●特別支援学校と小・中学校の児童生徒による交流を継続的に行うことにより、相互理解を促進するとともに、各学校の保護者や地域住民に対し、特別支援学校の制度や就学の在り方、特別支援学校・特別支援学級の教育内容等についての理解・啓発活動を推進します。

5 就労と多様な社会参加の促進

(1) 就労機会の拡充と就労の促進

施策の方向性

障がいのある人が適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就業の機会の確保に努めます。また、村内企業や専門機関・関係機関とも連携し、障がい者雇用の拡大と働きやすい環境づくりに努めます。

主な取り組み

本村における雇用の推進	●障がい者雇用の促進に向けて、令和6年・令和8年に段階的に法定雇用率が引き上げられることが決まっています。本村における障がい者雇用について、「西原村障害者活躍推進計画」に基づき推進するとともに、障がいの特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善を図ることで、継続して働くことができるように取り組めます。
就労支援の推進	●障がいのある人が、必要な段階で就労支援を受けることができるよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センター(※)等の専門機関とも連携し、就労に向けた知識や能力の向上への支援や家計や住まいに関する相談等、包括的な自立支援に取り組めます。
定着支援の推進	●障害者就業・生活支援センター等の専門機関と連携し、就労にブランクのある人等を含め、障がいのある人が職場に適応・定着できるための支援を行います。また、事業所等とも連携し体調管理や金銭管理、また日常生活や地域生活に関する助言を行い、生活の安定を図ります。
障がい者雇用に関する相談等支援の充実	●障害者就業・生活支援センター等の専門機関との連携のもと、企業への障がい者雇用に関する相談体制の充実に努めます。また、企業等に対して、トライアル雇用やジョブコーチ、もにす認定制度等の各種制度の情報提供を推進し、利活用の促進を図ります。
就労に係る合理的配慮の普及	●令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化するのに際し、雇用・就労の場面においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。本村に立地する企業等においても、適切に配慮が提供されるよう、商工会等の関連機関とも連携した広報・啓発に取り組めます。

※本村においては、菊池市の「熊本県北部障害者就業・生活支援センター がまだす」が管轄となります。

(2)福祉的就労の場の充実

施策の方向性

村内の自主製品を販売する障害福祉サービス事業所を支援し、障がいがある人が生産する製品の販売機会の拡大や障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

主な取り組み

福祉的就労の場の充実	●身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場などの充実を図ります。
本村における物品調達等の推進	●就労継続支援B型事業所や地域活動支援センターの障がい者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品の発注や業務の委託をより一層進めるとともに、障がい者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。

(3)地域活動等への参加の促進

施策の方向性

障がいがあっても地域で役割を持ち、地域の中で認め合い、支え合いながら生活できるよう、障がいがある人の地域活動やボランティアへの参加の促進に取り組みます。また、事業所やボランティアと連携し、障がいのある人の居場所づくりにも努めます。

主な取り組み

地域活動への参画の促進	●障がいの有無に関わらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。
ボランティアや支え合い活動の推進	●隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。また、社会福祉協議会とも連携し、障がいのある人もボランティアや地域活動に参画できるよう、情報提供や相談等の支援を推進します。
多様な居場所づくりの推進	●障がいのある人やその家族、また事業所やボランティア等とも連携し、障がいのある人や難病患者、またひきこもりの人等含め、さまざまな人が気軽に集うことができる、多様な居場所づくりの推進に努めます。

(4)スポーツや文化芸術活動の振興

施策の方向性

心身の健康増進にもつながるスポーツについて、障がいがあっても参加・加入しやすい環境づくりに努めます。

また、障がいのある人の多様な個性や感性を表現する場として、絵画や音楽をはじめとした文化・芸術活動においても、県や広域の市町村とも連携しながら参加や発表の機会の拡大に努めます。

主な取り組み

スポーツ活動の振興	●障がい者スポーツイベントや大会などの開催・参加を支援し、年齢や障がい特性に関わらず、障がいのある人が充実感や生きがいを感じるとともに、住民間での交流を図ることができる機会の提供に努めます。 ●スポーツイベントや大会に障がいのある人が参加できるよう、障がいに配慮した情報発信や環境整備に努めます。
文化・芸術活動への支援	●障がいのある人の文化・芸術活動の振興に向けて、講座開催や作品出展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実に努めます。
各種講座等の情報提供の充実	●障がいのある人が文化活動やスポーツに参加できるよう、講座や催しの開催案内について、障がい特性に応じた情報提供を工夫します。

6 保健・医療の充実

(1) 疾病や障がいの発生、重度化予防の推進

施策の方向性

障がいのある人が心身の健康を良好に保ち、地域でいきいきと生活が送れるように、必要かつ適切な保健・医療サービスを利用できる体制の整備を推進します。また、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療機関とも連携しながら体制の充実に努めます。

主な取り組み

保健・医療・福祉の連携による支援の推進	●難病や医療的ケア児等含め、医療と福祉の両輪の支援が必要な人の在宅生活への支援として、居宅介護による日々の生活支援や医療型のショートステイ等の福祉サービスの供給体制の確保・充実に努めます。
関係機関と連携した支援体制づくり	●障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センターや相談支援事業所などによる日常的なかかわりなどとともに、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。
健康づくりの推進	●必要な人が健康相談や各種健診を受けられるように、他課や他機関と連携した情報提供や受診勧奨に取り組めます。 ●障がいの原因となる疾病や生活習慣病の予防、早期発見・早期治療に向けて、健康診査や各種検診の受診を推奨するとともに、特定保健指導等含め、受診率の向上に取り組めます。 ●妊婦、乳幼児に対する健康診査などを推進し、異常の早期発見、早期治療・療育・訓練へと支援が適切につながっていくよう努めます。
精神障がいの早期発見に係る啓発の推進	●誰もが発生する可能性のある精神障がいについて、早期に医療機関等につながるができるように広報、啓発により正しい理解をはぐくむ取り組みを推進します。
自立支援医療(更生医療)の給付	●身体障害者手帳を所持する 18 歳以上の障がい者で、その障がいを除去または軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、更生のために必要な医療費を支給します。
自立支援医療(育成医療)の給付	●身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がいを除去または軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、生活の能力を得るために必要な医療費を支給します。

(2)精神保健や医療施策の推進

施策の方向性

精神障がいを含め、障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、(精神を含めた)保健・医療・福祉の連携による支援を推進するとともに、広く、住民に対してこころの健康づくりに取り組みます。

主な取り組み

保健・医療・福祉の連携による支援の推進	●難病や医療的ケア児等含め、医療と福祉の両輪の支援が必要な人の在宅生活への支援として、居宅介護による日々の生活支援や医療型のショートステイ等の福祉サービスの供給体制の確保・充実に努めます。
自立支援医療(精神通院医療)の給付	●県が実施主体となり、継続的に通院による精神医療が必要な病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費を助成します。
こころの健康相談の実施	●「こころの健康相談」が気軽に利用できる場として、住民に認識されるよう広報に取り組むとともに、継続した相談の必要性のある人へのフォロー体制を充実します。
地域医療体制の充実	●障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図るとともに、多職種間との連携を強化し、地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。
医療費負担の軽減	●障がいのある人が自宅や地域で継続して生活するために、障がいの状況に応じて、医療費にかかる自己負担金の一部を助成します。

7 防犯・防災体制の充実

(1) 防災体制の充実

施策の方向性

有事に素早く対応できるよう、地域と連携した日頃からの見守り活動を推進します。

また、地域や事業所等と連携し、障がいのある人を災害から守る体制の強化や災害時にも安心して避難できる避難所の確保を推進します。

主な取り組み

民生委員児童委員等と連携した見守りの推進	●民生委員児童委員協議会等の既存の団体や村内の事業所等に対し見守り活動の協力を要請するなど、見守り等の支援の輪を広げていくための啓発・声かけを行いながら、地域での見守り活動の充実を進めます。
情報提供の推進	●日常生活の中でも特に重要な災害情報の提供について、迅速に取得できるよう、アクセシビリティの向上に努めます。また、災害時要援護者の避難支援制度についても、自主防災組織や事業所とも連携した情報提供や利活用の促進に努めます。
避難支援体制の強化	●災害発生時における避難行動要支援者の安全かつ的確な避難のため、地域や事業所等と連携し、避難行動要支援者名簿への登録を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じた具体的な避難計画である個別避難計画の策定や避難支援員の確保に努めます。
地域と連携した避難訓練等の実施	●災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障害福祉サービス事業所などと、村の福祉・消防・防災部門の連携を強化します。
福祉避難所の充実	●災害時に障がいのある人が安心して避難することができるよう、事業所等とも連携し、障がいのある人に配慮した福祉避難所の充実に努めます。

(2)防犯体制の充実

施策の方向性

障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み

消費者トラブルの防止の推進	●障がいのある人が悪質商法などの消費者トラブルにあわないよう、弁護士会や警察などと連携しながら対策の強化を進めるとともに毎週水曜日に専門相談員を役場に配置し、消費者被害やトラブルの未然防止や早期解決のための消費生活相談を実施します。
登下校時の見守りの推進	●児童生徒が安全にまた安心して登下校ができるよう、青少年サポート隊等の地域のボランティアと連携した見守り活動を推進します。
防犯対策の推進	●詐欺や窃盗等の犯罪について、障がいのある人が被害者にも加害者にもならないよう、広報・啓発また見守り・相談体制の充実に努めます。
学校等と連携した見守りの推進	●障がいのある人は、障がいのない人より犯罪被害にあうリスクが高いとされています。特にインターネットやSNSを通じた被害が多いとされており、学校や事業者、金融機関等の店舗と連携して、早期に異変に気づき、声かけや相談から被害を未然に防止できる体制の充実に取り組みます。
防犯対策の推進	●詐欺や窃盗等の犯罪について、障がいのある人が被害者にも加害者にもならないよう、広報・啓発また見守り・相談体制の充実に努めます。

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 計画の成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 国の指針

■福祉施設の入所者の地域生活への移行における国の指針

- 地域移行者数:地域生活に移行する人について、令和4年度(2022 年度)末時点の施設入所者数の6%以上が移行することとする。
- 施設入所者数:令和8年度(2026 年度)末時点の施設入所者数を、令和4年度(2022 年度)末時点の施設入所者数から 5%以上削減することとする。

② 本村の目標設定

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本村の実情に応じた目標値を設定します。

■福祉施設の入所者の地域生活への移行における本村の目標設定

項目	目標(数値)	考え方
地域生活への移行者数	1 人	令和4年度末時点での施設入所者は 12 人であり、国の指針に基づいて算出した 1 人を令和8年度(2026 年度)末時点における目標値として設定します。
	6%以上	
施設入所者の減少数	1 人	令和4年度末時点での施設入所者は 12 人であり、国の指針に基づいて算出した 1 人を令和8年度(2026 年度)末時点における目標値として設定します。
	5%以上	

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 本村の活動指標

精神障がいのある人が、地域で安心して暮らすことができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、保健、医療、福祉関係者による協議等に取り組みます。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築における本村の活動指標

項 目	目標(数値)			指 標 内 容
	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
【活動指標①】 保健、医療、福祉関係者 による協議の場の開催 回数	1 回	1 回	1 回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数を見込んで設定します。
【活動指標②】 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0 人	0 人	1 人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障がい者数
【活動指標③】 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0 人	0 人	0 人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障がい者
【活動指標④】 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	6 人	6 人	7 人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障がい者数
【活動指標⑤】 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0 人	0 人	0 人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障がい者数

(3)地域生活支援の充実

① 国の指針

■ 地域生活支援の充実における国の基本指針

- 各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

② 本村の目標設定

障がいがある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくりなど)強化に取り組み、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を図ります。

また、日常生活において多大な困難を抱える強度行動障がいの人について、相談支援事業所等との連携のもと、本村における現状や支援ニーズの把握に努めます。

■ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実における本村の目標設定

項目		目標(数値)	内容
目標	地域生活支援拠点等の充実	実施	圏域に1箇所整備している地域生活支援拠点を維持継続するとともに、その運用状況について年1回検証を行います。また、機能の充実に向けた、コーディネーターの配置等を検討します。
	強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備	実施	令和8年度末までに、圏域で連携し、支援ニーズの把握や支援体制の検討を進めます。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

① 国の指針

■福祉施設から一般就労への移行等における国の指針

- 一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上
このうち、
 - 就労移行支援事業による一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上
 - 就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上
 - 就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数:令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

② 本村の目標設定

国が示した指針に基づき、令和8年度(2026年度)末における成果目標を次のように設定します。

■福祉施設から一般就労への移行等における本村の目標設定

項目	目標(数値)	考え方
一般就労への移行者数	3人	令和3年度の一般就労への移行者数の実績は0人となっています。下記の①～③を合計した3人以上の移行をめざします。
	1.28倍以上	
①就労移行支援における移行者数	1人	令和3年度の就労移行支援における一般就労への移行者数の実績は0人であり、1人以上の移行をめざします。
	1.31倍以上	
②就労継続支援A型事業における移行者数	1人	令和3年度の就労継続支援A型事業における一般就労への移行者数の実績は0人であり、1人以上の移行をめざします。
	1.29倍以上	
③就労継続支援B型事業における移行者数	1人	令和3年度の就労継続支援B型事業における一般就労への移行者数の実績は0人であり、1人以上の移行をめざします。
	1.28倍以上	
就労移行支援事業所の割合	-	村内に就労移行支援事業所がないため設定しません。
就労定着支援事業利用者	1人	令和3年度の就労定着支援の利用は0人となっており、1人以上の利用者の確保をめざします
	1.41倍以上	
就労定着支援事業所の割合	-	村内に就労定着支援事業所がないため設定しません。

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

① 国の指針

■相談支援体制の充実・強化等における国の指針

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1か所以上設置
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一か所以上確保
- 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

② 本村の目標設定

障がい児支援の提供体制の整備などを推進するため、以下の目標を設定します。

■相談支援体制の充実・強化等における本村の目標設定

項目	目標(数値)	考え方
児童発達支援センターの設置	設置済	圏域において既に設置しており、今後も連携のもと、支援の充実を図ります。
保育所等訪問支援の実施	実施済	圏域内での連携のもと、今後も支援の充実を図ります。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保	確保済	圏域において既に確保しており、今後も連携のもと、支援の充実を図ります。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	圏域の自立支援協議会のこども部会において実施しており、今後も協議を推進します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名以上	医療的ケア児コーディネーターを配置している西原村社会福祉協議会と連携し、支援の充実を図ります。

(6)発達障がい者等に対する支援

① 本村の活動指標

発達障がい者及び発達障がい児の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等及びその家族等に対する支援を推進します。

■発達障がい者等に対する支援における本村の活動指標

項 目	目標(数値)			指 標 内 容
	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
【活動指標①】 ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラムな どの受講者数	4 人	4 人	4 人	ペアレントプログラムと発達セミナーの 受講者数
【活動指標②】 ペアレントメンターの人 数	2 人	2 人	3 人	現状のペアレントメンター養成研修等の 実施状況及び発達障がい者等の数を勘 案しペアレントメンターの人数見込み
【活動指標③】 ピアサポートの活動へ の参加人数	4 人	4 人	4 人	現状のピアサポートの活動状況及び発 達障がい者等の人数を勘案し、人数の見 込み

- ※ ペアレントトレーニング:発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。
- ※ ペアレントプログラム:育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者(保育士、保健師、福祉事務所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。
- ※ ペアレントメンター:自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
- ※ ピアサポート:「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

(7)相談支援体制の充実・強化等

① 国の指針

■相談支援体制の充実・強化等における国の指針

項目	内容
相談支援体制の確保	令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。
協議会の活性化	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。

② 本村の目標設定

令和8年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保します。

■相談支援体制の充実・強化等における本村の目標設定

項目		目標(数値)	内容
目標	基幹相談支援センターの設置	設置	令和8年度までに圏域での設置をめざします。
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置	圏域で基幹相談支援センターを設置後に取り組みます。
	協議会におけるサービス基盤の開発・改善	実施	広域で設置している自立支援協議会にて行います。

③ 本村の活動指標

■相談支援体制の充実・強化等における本村の活動指標

項目	目標(数値)			指標内容
	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援実施	圏域	圏域	圏域	阿蘇圏域にて実施
【活動指標②】 相談支援事業所への訪問等による指導・助言等	1件	1件	1件	阿蘇圏域にて実施
【活動指標③】 相談支援事業所の人材育成の支援	1件	1件	1件	阿蘇圏域にて実施
【活動指標④】 地域の相談機関との連携強化の取組を実施	1回	1回	1回	相談支援部会にて実施

(8)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の指針

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における国の指針

項目	
意思決定支援体制の充実	障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及・啓発を推進する
	相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進する

② 本村の成果目標

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用により、サービスの質の向上を図るための体制を構築します。

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における本村の目標設定

項目	目標(数値)	内容
意思決定支援体制の充実	実施	圏域内で連携をとりながら、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及・啓発を推進するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進します。

③ 本村の活動指標

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における本村の活動指標

項目	目標(数値)			指標内容
	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る 各種研修の活用	1人	1人	1人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の 共有	1回	1回	1回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

2 障害福祉サービスの見込み量と確保方策

(1)訪問系サービス

①居宅介護(ホームヘルプ)

<サービスの内容>

障がいがある人が居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は利用実績を参考に、高齢化によるニーズの増加も勘案し、サービス量は1人当たり月平均4時間としました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	時間/月	21	15	14	28	32	36
利用者数	人/月	7	5	5	7	8	9

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

②重度訪問介護

<サービスの内容>

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

本村においては近年利用がありませんが、重度障がいのある人やそのご家族等を支えるために重要なサービスであることから、令和6年度から利用者2人を見込み、サービス量は1人当たり月平均20時間としました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	時間/月	0	0	0	40	40	40
利用者数	人/月	0	0	0	2	2	2

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

③同行援護

<サービスの内容>

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数およびサービス量については、長年利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

④行動援護

<サービスの内容>

知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するため、必要な援護や外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数およびサービス量については、長年利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

⑤重度障害者等包括支援

<サービスの内容>

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

現在の利用実績はありません。今後も計画期間中における利用者及びサービス量は見込んでいません。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

<サービスの内容>

常時介護を必要とする障がい者支援施設等で主として昼間において、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は利用実績を参考に、ニーズの増加も勘案し、サービス量は1人当たり月平均20日を利用者数に乘じました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	340	361	373	400	440	480
利用者数	人/月	17	19	17	20	22	24

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

②自立訓練(機能訓練)

<サービスの内容>

自立訓練(機能訓練)は、病院や施設を退院・退所した人で、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な人や特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために必要な支援を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数およびサービス量については、長年利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

③自立訓練(生活訓練)

<サービスの内容>

自立訓練(生活訓練)は、病院や施設を退院・退所した人や特別支援学校を卒業した人などの中で、社会的リハビリテーションの実施が必要な人が、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は、令和4年度以降の利用はありませんでしたが、令和3年度の利用実績を参考に算出し、サービス量は1人当たり月平均20日を利用者数に乘じました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	21	0	0	40	40	40
利用者数	人/月	1	0	0	2	2	2

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

④就労選択支援【新規】

<サービスの内容>

障がい者の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がい者の就労を支援します。

<計画の見込量における推計方法>

令和7年度開始の事業であり、ニーズに応じて適切にサービスを供給できるよう、事業所と連携した提供体制の確保に努めます。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	-	-	-	-	10	10
利用者数	人/月	-	-	-	-	2	2

⑤就労移行支援

<サービスの内容>

就労移行支援は、就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間と定められています。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は、利用実績を参考に、ニーズの増加も勘案し、サービス量は1人当たり月10日とし、利用者数に乘じました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	5	21	0	30	40	50
利用者数	人/月	1	3	0	3	4	5

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

⑥就労継続支援(A型)

<サービスの内容>

就労継続支援(A型)は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は、利用実績、障がい者等のニーズを勘案し算出、サービス量は1人当たり月平均を20日とし、利用者数に乘じました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	108	126	122	140	160	180
利用者数	人/月	6	6	6	7	8	9

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

⑦就労継続支援(B型)

<サービスの内容>

就労継続支援(B型)は、年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は、利用実績、障がい者等のニーズを勘案し算出、サービス量は1人当たりの月平均 20 日を利用者数に乘じます。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	440	475	510	540	580	620
利用者数	人/月	22	25	27	28	30	32

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

⑧就労定着支援

<サービスの内容>

一般就労した障がい者との相談を通じて就労継続に係る課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は、過去の実績を勘案し算出しました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	0	0	0	2	2	2

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

⑨療養介護

<サービスの内容>

療養介護は、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活のお世話等を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法

利用者数は、利用実績を勘案し算出、令和8年度の見込みを5人としました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	3	3	3	5	5	5

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

⑩短期入所

<サービスの内容>

福祉型: 居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所が必要な障がい者等を施設に短期間入所させ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

医療型: 自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な人に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

新型コロナウイルスの感染症拡大による利用制限や利用控えの影響等もあり、令和3年度以降の利用はありませんが、緊急時の預かり先や介助者の休息時間の確保等の重要な役割をもつ事業です。

福祉型の利用者数は、ニーズを勘案し2人と算出、サービス量は1人当たりの月平均 5 日を利用者数に乘じました。

医療型の利用者は、長年利用実績がないことから見込量を0としています。利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

【福祉型】

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	0	0	2	10	10	10
利用者数	人/月	0	0	1	2	2	2

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

【医療型】

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

(3)居住系サービス・施設系サービス

①自立生活援助

<サービスの内容>

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問したり、電話相談等により、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

これまでの利用実績はありませんが、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう令和6年度から利用者数を1人見込みました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

②共同生活援助

<サービスの内容>

共同生活援助は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は、利用実績及び障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し算出、令和8年度の見込みを17人としました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	12	14	13	15	16	17

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

③施設入所支援

<サービスの内容>

施設入所支援は施設に入所する障がい者が、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は、利用実績や計画の成果目標を勘案し算出、令和8年度の見込みを 11 人としました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	11	12	12	12	12	11

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

(4)計画相談支援・地域相談支援

①計画相談支援

<サービスの内容>

計画相談支援は、障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は、利用実績やニーズの増加も勘案し、令和8年度の見込みを17人としました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	12	11	11	13	15	17

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

②地域移行支援

<サービスの内容>

地域移行支援は、入所している障がい者又は入院している精神障がい者が地域生活に移行するための相談支援を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

これまでの利用実績はありませんが、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、令和6年度から利用者数を1人見込みました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

③地域定着支援

<サービスの内容>

地域定着支援は、居宅等で単身生活する障がい者が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

現在の利用実績はありません。今後も計画期間中における利用者数及びサービス量は、見込んでいません。

3 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

① 児童発達支援

<サービスの内容>

児童発達支援について、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は、利用実績傾向は減少にあるものの、障がい児の増加や利用ニーズ、事業所参入意向等を勘案し算出、サービス量は1人当たりの月平均 6 日を利用者数に乘じました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	100	144	142	156	168	180
利用者数	人/月	20	24	18	26	28	30

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

② 医療型児童発達支援

<サービスの内容>

医療型児童発達支援について、上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

これまで利用実績はありませんが、地域における児童の数の推移等を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、令和6年度から利用者数を1人見込み、サービス量を1人当たり月 4 日見込みました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	0	0	0	4	4	4
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

③放課後等デイサービス

<サービスの内容>

放課後等デイサービスについて、就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は、利用実績及び、障がい児の増加や利用ニーズを勘案し、サービス量は1人当たり月平均8日とし、利用者数に乘じました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	260	250	231	432	448	464
利用者数	人/月	52	50	38	54	56	58

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

④保育所等訪問支援

<サービスの内容>

保育所等訪問支援について、保育園、幼稚園、小学校その他の集団を営む施設において、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は、利用実績及び、障がい児の増加や利用ニーズを勘案し、サービス量は1人当たり月平均1日とし、利用者数に乘じました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	13	2	3	4	4	4
利用者数	人/月	1	2	3	4	4	4

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

⑤居宅訪問型児童発達支援

<サービスの内容>

居宅訪問型児童発達支援について、障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

これまでの利用実績はありませんが、医療的ケア児のニーズ等を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、令和6年度から利用者数を1人見込みました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
サービス量	人日/月	0	0	0	1	1	1
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

⑥障害児相談支援

<サービスの内容>

障害児相談支援について、障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての移行等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

利用者数は、対象者等のニーズを勘案し、令和8年度の見込みを26人としました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
利用者数	人/月	14	18	20	22	24	26

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

<サービスの内容>

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置するサービスです。

<計画の見込量における推計方法>

国の目標設定に基づき、令和6年度以降の計画値(見込み)を配置数1人／年としました。

	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
配置数	人/年	1	1	1	1	1	1

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

4 地域生活支援事業の見込みと確保方策

(1) 必須事業

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去を目的として、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がいのある人やその家族等の総合的な相談に応じ、必要な情報の提供と利用の援助、関係機関との連絡調整等を行うとともに、虐待の防止や早期発見等、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や地域の相談支援の中核的な役割を担います。
住居入居等支援事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
成年後見制度利用支援事業	障がい等により判断能力が十分でない状態にある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成等の利用促進等により、障がいのある人の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見等の業務を行うことができる法人を確保できる体制の整備や市民後見人の活用を含む法人後見活動を支援することで、障がいがある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図るものです。また、手話通訳者を設置し、役場の手続きなどにおける聴覚障がいのある人の相談支援事業などのコミュニケーションを円滑に行うものです。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、在宅の障がいがある人等に必要な用具を給付するものです。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がいがある人の自立した日常生活または社会生活を営むための支援者を養成するものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいがある人に外出のための支援を行うものです。
地域活動支援センター機能強化事業	基礎的事業では、創作活動、社会との交流の促進などの事業を行います。機能強化事業では、専門員の配置による相談事業や地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するものです。

■見込み量

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	-	-	-	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	-	-	-	実施	実施	実施
相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	-	-	-	-	-	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	-	-	-	-	-	-
成年後見制度利用支援事業	人／年	-	-	-	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	-	-	-	-	-	-
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件／年	15	16	36	40	40	40
要約筆記者派遣事業	件／年	0	0	0	3	3	3
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	0	3	3	3
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件／年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	2	0	0	3	3	3
在宅療養等支援用具	件／年	0	1	0	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件／年	1	1	2	3	3	3
排泄管理支援用具	件／年	90	77	37	80	85	90
住宅改修費補助	件／年	1	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業※養成講習修了人数	人／年	3	3	0	3	3	3
移動支援事業	時間／年	0	0	0	30	30	30
	人／年	0	0	0	3	3	3
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	4	4	4	4	4	4
	人／年	109	109	88	100	110	120

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

<取り組みの方針>

必要としている人に支援が届くよう、利用の実績、人口増加を踏まえ、各事業の充実を図るとともに、広く住民への制度周知を進めていきます。中でも、移動支援事業の需要は、今後もさらに増加することが見込まれており、余暇活動等や社会参加、外出機会の提供のためにも、供給体制の充実に努めます。

また、日常生活に使用する用具が滞りなく支給できるよう、提供事業者と村が連携し適切な支給に努めます。

(2)任意事業

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
訪問入浴事業	在宅で入浴が困難な寝たきりの障がいがある人に対して、入浴の機会を提供することにより、身体の清潔と健康の維持を図ることを目的とした事業です。
日中一時支援事業	障がいがある人等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がいがある人等の家族の就労支援、障がいがある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。
福祉ホーム事業	住居を求めている障がいのある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援する事業です。
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	障がいのある人に対し、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。
巡回支援専門員整備事業	保育所など子どもやその親が集まる施設などを発達障がいに関する知識を有する専門員が巡回し、障がい気になる段階から支援を行うための体制整備を図り、発達障がい児の福祉の向上を図ることを目的として実施する事業です。

■見込量

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
訪問入浴事業	人／年	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事業	人／年	15	12	12	15	15	15
福祉ホーム事業	人／年	12	10	0	12	12	12
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	人／年	0	0	0	1	1	1
巡回支援専門員整備事業	人／年	6	7	7	8	8	8

※2023(R5)の実績は、令和5年4月～12月の実績をもとに算出

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政、地域、家庭、保育所・認定子ども園、学校、障がい者当事者団体、障害福祉サービス提供事業所、企業等が連携・協働し、それぞれが適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進める必要があります。

(1)行政の役割

地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がいのある人のニーズ把握に努めるとともに、国、県等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的に進めます。また、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

(2)地域・家庭・保育園・学校の役割

地域や家庭、保育所・認定こども園、学校で、障がいや障がいがある人に対する正しい理解を深め、地域でともに支えながら暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、障がいのある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めます。

(3)障がい者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割

障がい者当事者団体は、障がいがある人の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していく必要があります。

障害福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がいのある人の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努める必要があります。

企業は、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。

(4)自立支援協議会の役割

自立支援協議会は、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活や日常生活ができるよう、地域の支援機関(行政・障がい福祉事業所・医療・教育・就労等)が集まり、地域の課題を情報共有し、支援体制の検討や整備を行う会議体です。

阿蘇圏域では、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村の連合により、阿蘇圏域自立支援協議会が設置されています。

2 サービス利用支援体制の整備

(1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との連携を強化します。「西原村障害者計画策定委員会」において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、村、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

(2) 適切な「支給決定」の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受ける必要がありますが、18歳以上の人については、その前に障害支援区分認定に係る調査を受け、審査会の判定に基づく、村からの「障害支援区分の認定」（非該当、区分1～6の6段階）を受ける仕組みが定められています。

こうしたサービス利用の仕組みについて、障がいがある人や家族等への周知に努めるとともに、区分認定調査員や審査会委員等の知識・技術の向上を図り、正確・公平な障がい区分の認定と、障がいがある人が必要とするサービスを受けることができるよう、適切な支給決定に努めていきます。

(3) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行い、また、従事者の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する村民への情報提供を図るとともに、村内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や従事者同士の情報交換・共有の促進に努めます。

(4) 地域資源の有効活用

障がい者団体やボランティア団体、NPO法人等に対し自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障がいがある人を地域で支える体制づくりを推進します。

(5) 庁内体制の整備

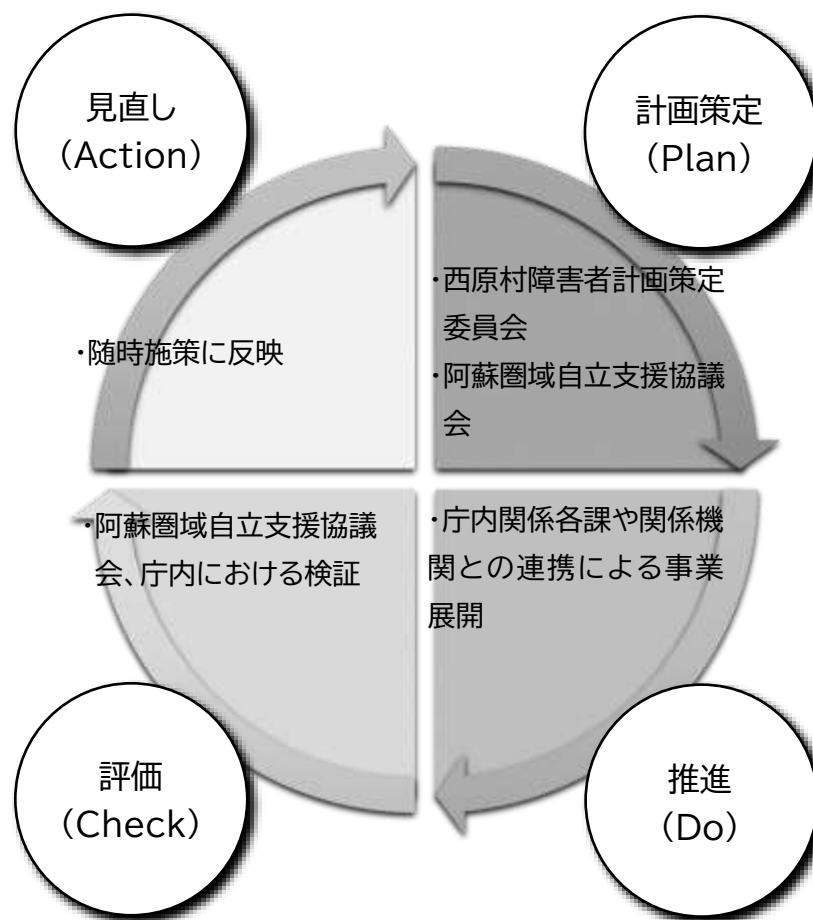
障がい福祉に携わる部署は、障がい福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康推進、公共施設整備や道路整備、教育委員会など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が、障がいある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と認識を高めていきます。

3 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を策定し(Plan)、推進(Do)、その推進状況を定期的に把握し点検・評価(Check)した上で、その後の取り組みを見直す(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする阿蘇圏域自立支援協議会および、その専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価および見直しを実施することで、この計画を推進していきます。



資料編

1 委員名簿

番号	役 職 等	氏 名	備 考
1	西原村議会総務福祉常任委員会	堀田 直孝	委員長
2	西原村議会総務福祉常任委員会	桂 悦朗	副委員長
3	民生委員	碇 強	
4	西原村身体障がい者福祉協会	荒木 和雄	
5	多機能型事業所かざぐるま	戸田 恵子	
6	知的障がい者相談員	廣瀬 るみ子	
7	西原村役場保健衛生課	池田 由香	
8	社会福祉協議会事務局長	藤吉 昌也	

(敬称略)

2 策定の経緯

年月日	内容
令和5年 11月8日～11月30日	○西原村 福祉に関するアンケートの実施 ○西原村 事業所へのヒアリング調査の実施
令和5年 12月19日	○第1回西原村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 検討委員会 ・各種調査結果報告 ・計画骨子案の審議
令和6年 2月9日	○第2回西原村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 検討委員会 ・計画素案の審議
令和6年 2月14日～2月29日	○パブリックコメントの実施
令和6年 3月22日	○第3回西原村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 検討委員会 ・最終計画案の審議、承認

第4期西原村障がい者計画・第7期西原村障がい福祉計画・第3期西原村障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月

発 行 西原村役場 住民福祉課

〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259

電話 096-279-3111 FAX 096-279-3438

第4期西原村障がい者計画・第7期西原村障がい福祉計画・第3期西原村障がい児福祉計画

令和6年3月

西原村